

行政常任委員会

平成30年12月11日（火）

午前9時59分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより、行政常任委員会を開催させていただきます。

きょうは6課、行きたいと思います。建設まで行きたいと思いますので、御協力をお願いいたしたいと思います。

初めに、高村委員さんはインフルエンザで、小川委員さんは病院のほうへ行くということでございます。それから、村田委員は、後刻出席の報告を受けておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、防災危機管理課、議案第74号の補正予算の説明を求めます。

済みませんが、きょう、課長がのっぴきならぬ所要で欠席をさせていただきますという報告も受けておりますので、あわせて御報告、申し上げます。

では、お願いします。

○大和防災危機管理課係長 それでは、防災危機管理課から議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

まず、歳入についてであります。

補正予算書及び予算説明書の14、15ページをごらんください。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金につきましては、補正前の額733万6,000円、補正額14万8,000円、計748万4,000円とするものでございます。内容につきましては、地域減災力強化推進補助金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出についてであります。

補正予算書及び予算説明書の50、51ページをごらんください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきましては、補正額444万6,000円を減額し、合計4億2,049万4,000円とするものでございます。内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として19節負担金、補助及び交付金444万6,000円を減額するもので、主に人件費に伴うものでございます。

2目非常備消防費につきましては、補正額47万9,000円を増額し、合計4,

907万5,000円とするものでございます。内容につきましては、台風の襲来に伴う消防団の出動手当として、1節報酬47万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

それでは、補正予算書の7ページをごらんください。

当課に係る債務負担行為補正は1件でございます。

7ページの上段から6段目の行政協力員団体傷害保険料、期間、平成31年度、限度額43万7,000円につきましては、市内に105門ある樋門等の操作業務を三重県から水防費として委託されております。4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

以上で、当課に係る歳入歳出の補正予算説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が防災危機管理課の補正予算の説明でございます。

御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、引き続いて、報告事項の防災行政無線デジタル化についての報告を求めます。

○大和防災危機管理課係長 それでは、防災行政無線デジタル化計画策定業務につきまして報告いたします。

この業務は、第3回定例会、委員会におきまして、事業概要、事業予定、基本設計に係る留意事項、本部局、中継局、拡声局の配置などについて中間報告として御説明させていただいておりますが、今回事業が完了したことに伴い、見込みの事業費も含め、追加の説明をいたします。

まず、資料1の1をごらんください。

1の事業概要につきましては、第3回定例会、委員会と同様の御説明となりますが、本市のアナログ式防災行政無線は、電波法改正により2022年12月1日以降使用できなくなります。

また、緊急防災・減災事業債の期限が現状では2020年度までとなっていることから、デジタル化への移行を円滑に進めるため、今年度に基本計画の策定を行ったところであります。

本市のアナログ式防災行政無線は、平成9年度に整備して以降20年以上経過し、

部品の製造終了などにより機器の保守に費用がかさんでいること、現在、操作卓がいつ使用不能となるかわからない状態であることから、早期に防災行政無線のデジタル化を図る必要があると考えております。

次に、2の事業予定及び事業規模についてでございますが、来年度4月に詳細設計の入札を行い、詳細設計委託業務を5月から8月にかけて実施する予定で、この費用を約400万円と見込み、当初予算への計上を考えておるところでございます。詳細設計業務の中で本体工事及び施行管理に関する仕様と設計内容を固め費用を積算し、9月に補正計上させていただきたいと考えております。

資料1には、今年度の計画策定業務の中で大枠の金額を積算しており、本体工事費用約2億5,000万円、施工管理費用500万円としております。

また、3の本体工事の発注につきましては、条件付き一般競争入札を検討しております。

以上で、防災行政無線デジタル化計画策定業務の報告とさせていただきます。

○南委員長　ありがとうございます。

報告は以上です。

御意見のある方は。

○野田委員　まず、資料1のところ、緊急防災・減災事業債の期限が2020年ということで、財政との絡みなんですけれども、ちょっと教えてください。

2019年度、来年度で詳細設計、費用400万、来年度から次年度に施工管理費用500万と本体の2億5,000万ってあるんですけれども、これは、財政の中に行くと、副市長に聞いたほうがいいんですかね、2億5,000万の中には落とし込まれていると思うんですが、どのような内訳になるんですかね、財源の内訳。

○藤吉副市長　来年度当初予算は、まだこれから中身を聞きますのであれですけど、一応、全体計画として3年間の入りと出の計画の中には、このデジタル化につきましては、緊急防災・減災事業債という形で、それを活用するというで話は聞いております。

○野田委員　本体価格の2億5,000万については、この間の耐震化については、30年の会議で、限度最高で6億の中でというような話があったんですけども、そこら辺のある程度の数字というのは、まだされていないということですかね……。

○南委員長　マイク、してもらうて。

○野田委員　要は、2億5,000万の中に、2021年度までの計画の中に、あやうくこれも落とし込んでいかんとという気はするんやけれども。

(発言する者あり)

- 野田委員 いや、それやで、副市長に聞いておるんです。
- 藤吉副市長 だから、先ほど言いましたように、3年間の入りと出を計画するときに、これについては、ちゃんと考慮した上でつくっておりますということ。
- 三鬼(和)委員 関連してなんですけど、減災債等、これ、自費は要らないんですか。100%全部使えるものと、それと、据え置き期間はどれぐらいなのかというのをちょっと説明してください。
- 大和防災危機管理課係長 ここの2番に書いております詳細設計の費用、本体工事の費用、施工管理の費用、それらが減災・防災事業債のほうに、10割、全額起債として借り入れることができます。
- 南委員長 これ、結局は、2億5,000万は、全額充当、当たるということですか、補助の中に。
- 三鬼(和)委員 いや、この設計業務ということやろう。
- 南委員長 どんな、もう一回、はっきり。
- 大和防災危機管理課係長 済みません、本体工事2億5,000万、それから、詳細設計の費用、施工管理の費用、それぞれ全て起債のほうを。
- 三鬼(和)委員 何年から返済。
- 大和防災危機管理課係長 それで、据え置き2年というようなことで、2年据え置きの、その後、8年返済というふうなことになろうかと思えます。
- 南委員長 そうすると、えらいのう。
- 三鬼(和)委員 あとね、3番のこの条件付き一般競争入札の、この条件とは、どういうことですか、ちょっと詳細に説明してください。
- 大和防災危機管理課係長 今現在考えておりますのは、条件につきましては、地域の条件を入れたほうがええんじゃないかというふうに、地域の絞り込み、三重県内の業者というふうなことで、現在、検討しておるところでございます。
- 三鬼(和)委員 確認します。市内じゃなくて、三重県内を全体で、緊急時のときにはメンテやりに来ていただくとか復旧というのは問題ありますからね、そういったところで、支店が近くにあるかということを含めて、県内の事業所を一応対象とするような条件を検討しておるということでええんかな。
- 大和防災危機管理課係長 県内で尾鷲市に登録していただいております業者を対象として入札のほうを執行していきたいというふうに考えております。
- 奥田委員 これ、僕、前回の委員会でも確認させてもらったんですけど、これ、

国が法律を改正してやれということやもんで、本当言ったら、国や県が補助出してくれてもええと思うんですけどね、これね。それはないので、今さら言うてもしょうがないんですけど。

ただ、今ちょっと話聞いておって、ちょっと怖いなと思ったのは、これ、2億5,900万かな、これでね。8年で返すということだと、もう3,000万以上、これ、ずっと返していかないかと、2年間据え置きがあったとしてもね、8年。大きいなという感じがするんですよ。これ、副市長と市長に聞きたいけど、耐震も6億かかるという話やし、ごみ焼却施設もね、何十億という負担が出てくるし、SEAモデルの話があってね、市長はつり棧橋やりたいんやという話も出ておるし、これ、財政的に大丈夫なのかなと僕非常に不安なんやけど、財政計画というのは、これ、3年間乗り切ったらええというもんじゃないですからね。4年後、夕張になったら終わりですからね。この辺、どうなんですか、再生計画、ちょっと不安になってきたんですよ、僕。6億という話とか、こういう3億近い話が出てくると。それで、つり棧橋をやるんやという話も出てくるとね。ごみ焼却施設もあるでしょう。これ、どうですか、副市長、市長。財政的に、もつものなんですかね。財政計画示せませんか。財政の話になって申しわけないですけど、委員長。

○藤吉副市長　　今回、この防災行政無線デジタル化については、ここにも説明させていただいておるように、緊急防災・減災事業債を活用します。

この緊急防災・減災事業債につきましては、償還のときに交付税措置がございしますので、それを十分活用した上での返済計画という形になりますので、そのあたりは、その交付税措置も勘案した上で、先日示させていただきました財政計画というのを検討させていただいております。

○大和防災危機管理課係長　　済みません、単純に金額の見込みのことなんですけれども、今、表のほうに入っております本体工事と詳細設計と施工管理、これらが2億5,900万となっております。起債のほう借りた場合に、元利償還金の7割が地方交付税措置というふうなことで、単純に2億5,900万の3割を市が負担しなければならないというふうな計算をした場合に、それを8で割ると1年で1,000万弱というふうな計算になるというふうに考えております。

○奥田委員　　いや、その辺をね、副市長もね、担当課も、ちょっとよく考えたほうがいいと思いますよ。これね、幾ら緊急防災・減災事業債、7割交付税バックするんですけども、一旦返済しないといけないんですよ。返済のお金が要るんですよ。いいですかね、副市長。一旦返さないといかんのですよ。返した上での交付

税措置なんですよ。それも計算上のもの。計算上なら載ってきますけど、今の交付税というのは地方交付税。じゃ、今、過疎債発行しておってね、バックしていくんですよと言いながら、地方交付税、ふえていますか。ふえていないでしょう。これ、からくりがあるんですよ、国は。国は、自分らで補助金も出さんとおって、これ、国が。こういう有利な事業債がありますからやりなさいと言っておいて、これ、あくまで計算上のものであって、率を変えてくるんさ。下げてくるんですよ、ぽんぽんぽんと、零点幾つとか、ぽんぽんって。だから、もう丸々くれないんですよ。だから、交付税減っておるわけでしょう。減らす方向で来ているわけですから。ある意味、まやかしたいなところがあるんですよ、市長が得意……。得意って言ったら怒られるな。そうやけど、そういうところがあるんですよ。それをよく考えなね、一旦返さなあかん。資金手当ても要るんですよ、これ。返さなあかんのやで。返した上での交付税の計算上のものなんですよ、あくまでも。だから、7割は戻ってこないって考えたほうがいいですよ。半分戻ってきたら、ええほうやな。これから、今、地方交付税減ってくるんやで、どんどん減ってくるんやでね。だから、そういうことを踏まえて財政計画を組まないと。（聴取不能）ですよ、7割返ってくるんだという、だから、負担は、3割なんですよ。尾鷲市が払うお金は3割、違うんですよ。満額返した上での交付税の計算上のものであって。そのの……。

○南委員長 答弁もらいます。

○奥田委員 何割かなんですね。

○南委員長 ちょっと市長に。

○奥田委員 そこをね、よく考えないと。

○加藤市長 よく考えているんですよ。

○奥田委員 地方交付税は、ふえていないんですよ、今。

○加藤市長 だから、交付税の分でね、それでもって……。

○奥田委員 まやかしなんですよ。

○加藤市長 一応、基本的に7割というような形の中でやっているときに、それを基準としながら財政計画を立てるのは当たり前。ゼロだったら何にもできませんよ、はっきり言って。

○南委員長 もう、奥田委員、物事を進めるのに財政計画は当然なんですよけれども、できたら、防災無線のさ、ただの説明で、22年12月以降使用禁止になるもんでじゃ、その説明は当然なんですよけれども、もっとデジタルになったらこうなりますよ、市民的にああなりますよという説明もあわせていただくと、一番よくわか

るんです。

何でこんなことを言うかということ、確か、前々回でしたか、この防災無線のやりとりの中で、デジタル化することによって現在ある拡声器が数が減るといってお話もされておりましたので、全体的なことを踏まえて、この防災無線の重要性も考えながら、このように移行していかないかというような説明をもっと詳しくちょっとしていただきたいと思います。

財政的なことだけで終わっていくと、市民的にはね、どうも厳しいのはわかっているもので、もう財政は、やっぱり、ある程度防災無線のさ、メリット、デメリットというの、ある程度はね。

- 大和防災危機管理課係長　　まず、防災行政無線を更新していかなければならないというのは、委員長おっしゃっていただいたとおりなんですけれども、その中で、単純に今ある防災行政無線、アナログのものをデジタルにするというだけではなくて、この春からの基本計画設計の中で、音の通り方であったり電波の通りぐあいの調査を行っております。そうした中で、あと、東北の大震災を見る中でも、津波によって防災行政無線が倒れてしまって音が出ないと、そういうようなことも踏まえて、なるべく浸水域には防災行政無線の柱を立てない形で、立てないけれども、浸水域の方にも当然音のほうを通るような配置を考えております。

そして、防災行政無線の柱につきましても、現在の柱よりも約半分ぐらいの本数で、性能の少しいいスピーカーを使って、近くに聞いても、遠くで聞いても、同じような伝わり方をするスピーカーを採用するなど、そのようにして、防災行政無線の柱を少なくして、設計に係る費用を抑える、そのようなことも設計の中で組み込まれております。

また、音の通りぐあいの調査の中で、それを反映する形で、新しく立てる柱につきましても、難聴地域を少しでも解消できるような位置に整備するように、整備位置につきましても、そのような場所を選定してきております。

あと……。

- 南委員長　　デメリットは、どう。
- 大和防災危機管理課係長　　デメリットにつきましても、費用面のことです。
- 南委員長　　当然。

奥田委員、よろしいですか。

財政面は、大事なことやけど、まず、物事のね、ちょっと議論へ、僕、入ってやってほしいもので、大事なことも、防災無線はね。

○三鬼（和）委員　市長、副市長にお願いしたいんですけど、今の防災無線について、担当職員は、説明係で、説明を受けるのは当然のことなんですけど、これはあれでしょう、本市において、東南海地震であるとか豪雨が多い中で、防災無線は、生活のインフラとして整備していく優先的な施策であるということでしょう。きのうの中電のことが出ておりましたけど、あれは、幾ら要望しても、もし財源が伴わなかったらやめなくちゃいけないことが多々あると思うんですけど、このことは、基本的に、生活というか行政を進めていく中で市民を守るということで必ず進めていきたいという事業なんでしょう、どうなんですか。それを言っていたら、後の財政的な検討をするときに、我々は何が優先だったかというのがよくわかるということじゃないんですか。それをきちっと、やっぱり、市長なり副市長の言葉で言ってほしいと思います。

○加藤市長　冒頭に担当者から説明しましたように、今回のこのアナログ式の防災行政無線は、要するに電波法という法律が改正することによって、2022年12月1日から使用できなくなるという話なんです。

（発言する者あり）

○加藤市長　これが基本ですよ。皆さん方、御存じだと思う。それをもとにしながら、より一層、今、さっき御指摘のございましたような南海トラフ、この可能性が非常に強いと。そういったときに、いかにして、要するにそういう情報を早く直しながら正確に流して、それで、もちろん、流した上には、皆さん方が、今のアナログの無線よりも、より一層、要するに聞き取りやすいような方法で今回計画を策定したというのは、もう既に冒頭から申し上げている話なんですけどね。こういう目的のもとで、2022年がこういう状況だから、デジタル化についての計画を策定しますよというお話は既にさせていただいているわけなんです。それをもとにした形の中で、具体的に財政のものも含めて、費用の面も含めて本日御説明させていただいていると、こういう状況じゃないかなと。だから、先ほど言ったのは、それは、もう既に第3回のときに、きちんとお話しはさせていただいていると思うんですけども。

○奥田委員　じゃ、一言だけ済みません、市長。誤解があるといけないんで言うておきますけどね、この防災行政無線のデジタル化というのは、これはもう国がやれということですから、もうどうしてもやらなあかん事業ですよ、これは。尾鷲市でも絶対やる、絶対やらなあかんのですからね。だから、私が、財政の話をして申しわけなかったんですけど、こういう絶対、もう国がやれと、もう尾鷲市は、どうし

てもやらないといけない事業がありますからね、こういうことを見越しながら、ほかの事業というのは、国がやれと言っている事業じゃないことが多いことに対して、いろいろ耐震……。耐震はあれかな、SEAモデルとかいろいろあるじゃないですか。そういうところにもお金かかるわけでしょう。だから、どうしてもやらなん事業もあるわけなので、そういうことも踏まえてね、財政考えてやってほしいということで申し上げたんで。これは、よくわかっています。これ、どうしてもやらなあかんというのは。

○加藤市長　　ですから、当初から、財政再建委員会の中で、2019年から2021年度までの一応今後の財政のあり方ということについて、どうしなきゃならないかという具体的にお話しさせていただいたと。

ただ、これは、3年間で終わるわけじゃないですし、今後もどんどんどんどんやっぱり財政というものは厳しくなっている中で、2022年以降の分については、私は、来年から、さらにもっとシビアに見ながら、その後の計画も立てなきゃならないと。当然のことながら、既に尾鷲についても結構な起債を起こしております。それが満期になる云々ということも含めて、基本的には、そういう方向の中で、2022年以降の、こういう起債分の話とか、公債費がどれぐらい負担するのか、どれぐらい2022年度、現在と違ってどれだけ減るのかということも含めても、今、担当課のほうで、きちんと詳細に整理しているような状況でございますので。これにつきましても、先ほど担当課から申しましたように、とりあえず2年間据え置きということで、実質的には2022年からというような話でございますので、その辺のことを踏まえて、奥田委員、非常に財政のことを御心配で、我々も、それ同様、あるいはそれ以上に、やっぱり財政計画がきちんとやっていかなきゃならないという思いでやっております。

○南委員長　　他にございませんか。

特に防災の今の柱、海岸壁がどうのこうのという話がありましたけど、十二分、地域の市民の皆さんに周知徹底を図った上で事業計画は立てていただきたいと強く委員会として要望しておきたいと思います。

特に、その他のものはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、防災危機管理課の審査と報告事項を終わります。

次に、市民サービス課、入ります。

ありがとうございました。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時27分)

○南委員長　それでは、市民サービス課の付託されておる議案の説明と74号と、報告事項として3件ほか、空き家対策、集落支援、国保の限度額のほうはもう終わっていますので、2点の報告がありますので、まず、補正予算の説明のほうをお願いいたします。

○内山市民サービス課長　市民サービス課です、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、市民サービス課にかかわるものにつきまして、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書に従い御説明をさせていただきます。

補正予算書、12、13ページをごらんください。通知をさせていただきます。歳入から説明をさせていただきます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額7億8,202万2,000円に対し1,001万7,000円を増額補正し、7億9,203万9,000円とするものでございます。市民サービス課所管分といたしましては、1節社会福祉費負担金、国保基盤安定負担金68万8,000円の減額です。これは、政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減対象となった被保険者数に応じた算定数の繰入金に対する国庫負担金であり、負担割合は2分の1となっております。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。補正前の額1,040万3,000円に対し219万2,000円を増額補正し、1,259万5,000円とするものです。これは、旧姓併記事業に伴う住民基本台帳システム改修に対する補助金でございます。今年度におきましても、一部システム改修が必要と想定され、当初予算計上時におきましては国庫補助制度があるかどうか未確定なところがあり、歳入の予算措置は行っておりませんでした。補助制度が本年度も継続されたことに伴いまして、平成30年6月に補助申請を行い、9月に交付決定があったことから、今回補正計上させていただくものでございます。

なお、歳出につきましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳経費、1目戸籍住民基本台帳経費におきまして、一般財源から国庫支出金に財源更正をさせていただいております。なお、国の補助率は10分の10の補助金でございます。

次に、13款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金です。補正前の額528万2,000円に対し86万4,000円を増額補正し、614万6,000円とするものです。1節社会福祉費委託金、基礎年金事務費交付金86万4,000円は、産前産後期間の国民年金保険料の免除に係るシステム改修業務委託料に対し国から歳入をするものでございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金です。補正前の額3億4,403万8,000円に対し287万円を増額補正し、3億4,690万8,000円とするものです。市民サービス課所管分としましては、1節社会福祉費負担金、国保基盤安定負担金248万2,000円の減額です。これは、政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減相当額等の繰入金に対する県負担金であり、負担割合は、保険者支援分としては対象事業費の4分の1、保険税軽減分としては4分の3となっております。

続きまして、補正予算書、22、23ページをごらんください。通知をさせていただきます。

歳出について説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、補正前の額932万6,000円に対し20万円を増額補正し、952万6,000円とするものです。財源内訳は、全額一般財源でございます。

11節需用費、防犯灯整備事業の修繕料でございます。

市民からの通報により現地確認を行うと、配線不良等で電球が消灯しているケースや支柱の腐食により損傷が激しいケースなど、さまざまな要因がございます。防犯灯は、安全安心のまちづくりを推進するため、通学路や生活道路に設置させていただいており、特に、支柱の腐食は、放置しておく歩行者等に危険を及ぼすことも考えられることから優先的に修繕を実施した結果、今後予定している修繕費が不足することから、補正計上するものでございます。

続きまして、補正予算書、28、29ページをごらんください。

最下段になります。3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費、補正前の額772万円に対し87万円を増額補正し、859万円とするものです。市民サービス課所管分としましては、国民年金一般事務費、13節委託料86万4,000円の増額でございます。これは、先ほど歳入で説明させていただきました産前産後期間の国民年金保険料の免除に係るシステム改修業務委託料でございます。財源内訳は、全額国庫支出金でございます。

以上で、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 市民サービス課の補正予算説明は、以上でございます。

御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

○三鬼（和）委員 22、23ページの市費100%の防犯灯整備事業費ですね、20万、今後の予定しているって、もろもろ予測できなかった修理が出てきたということなんですけど、今後、予定、この3カ月、4カ月弱かなので、今後予定している修繕とは、どういうものがあるんですか。ちょっともう少し詳しく御説明してください。

○内山市民サービス課長 防犯灯の修繕の予定部分なんですけど、ポールの取りかえとかLEDの電灯の本体の交換、それと、電材の修繕といたしまして、電線部分の修繕等がございます。基本的には、これで現在要望を受けておるものにつきまして是对応できると考えており、また、3月、2月に要望があれば、ちょっと当初予算まで待つていただくような形で修繕していきたいと考えています。

○三鬼（和）委員 ということは、新設であるとか移転であるとか、そういったものというのは、そんなに今のところ、要望的にはどうなんですか。市全体を考えたときに、防犯灯について。

○内山市民サービス課長 市内の防犯灯につきましては、平成23年から5年計画でLED化を行いました。約2,300基余りLEDに取りかえた部分がございます。ここ一、二年は、それ以降、新規のものについては、空き家とか商店が閉まったとかの関係で要望はあるんですが、現在の要綱にあわせて、つけられる箇所、つけられない箇所を選定して対応している状況でございます。

○三鬼（和）委員 あと一点、これまで栄町通りとか栄えてきて、みずからが防犯灯というか街灯を整備してくださって赤々しておって、商店街によっては区域があるもんで、ちょっと修理にもいろいろあるんですけど、その辺がちょっと経済の疲弊した状況の中で消されておるところが多いですよ。一度話は聞いたことがあって、防犯灯でどうですかという話をしても、なかなかやっぱり商店のイメージがあるということで、商店街のあれをつけるような補助を欲しいとかということも、いただけないかというのは話にならないかということもあったんですけど、そういったところについて、商店街さんとの話し合いであるとか、今後どうしていくという方針というんですかは、お考えはないんですか。

○内山市民サービス課長 基本的に市民サービス課で所管している部分について

は防犯灯ということで、一定基準の間隔でつけるというような要綱になっていて、商店街のにぎわいとか、ちょっと明るさの部分で商店街さんとお話したことは今までございません。

○三鬼（和）委員　ただ、あと一点、現在電気が消えておる中で、津波避難であるとかそういったところにやっぱり問題があるなという箇所については、商店街さんに、行政のほうから、こういったところには防犯的な意味合いとか、避難灯としての意味合いを含めてという話は持ちかけていって、これは、商店街と市の話じゃなしに、住んでいる方とか住民のための防犯になっているとか、防犯対策になっているとか、避難対策になっておるかという見方はしなくちゃいけないのじゃないかなと思うんですけど、その辺について、ちょっと考えを聞かせてください。

○内山市民サービス課長　先ほども説明させていただきました、5年間でのLED整備のときに、まず、停電時対応型の防犯灯も設置をいたしております。そのときには、防災とか地元住民の方の協力もいただきまして、避難路を優先的に無停電のバッテリーつきのものを設置したのが現状でございます。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　では、ないようですので、引き続いて、議案第75号、国保のほうと、それと76号の後期高齢者の説明をあわせてお願いいたします。

○内山市民サービス課長　それでは、議案第75号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について御説明を申し上げます。

補正予算書、63ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,972万1,000円とするものです。

70、71ページをごらんください。通知をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金です。補正前の額2億1,973万5,000円に対し1万2,000円を減額補正し、2億1,972万3,000円とするものです。内訳といたしましては、1節保険基盤安定繰入金422万8,000円の減額、2節職員給与費等繰入金191万5,000円の増額、4節財政安定化支援事業繰入金230万1,000円の増額です。

保険基盤安定繰入金は、見込みを下回ったことによる減額、職員給与費等繰入金

及び財政安定化支援事業繰入金は、見込みを上回ったことによる増額でございます。

次に、４款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金。補正前の額３，２１３万４，０００円に対し２２５万６，０００円を増額補正し、３，４３９万円とするものです。１節財政調整基金繰入金２２５万６，０００円増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、補正予算書、７２、７３ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正前の額５，１２５万８，０００円に対し２１８万５，０００円を増額補正し、５，３４４万３，０００円とするものです。財源内訳は、全て一般財源でございます。市民サービス課所管分といたしましては、国保一般管理費、１３節委託料でございます。国保診療報酬等電算委託料２７万円の増額です。これは、国保財政の県一元化に伴うもので、国の調整交付金等の申請や実績報告のために使用する国保事業報告システムについてシステム改修業務委託料でございます。

以上が、平成３０年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明でございます。

続きまして、議案第７６号、平成３０年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の説明をさせていただきます。

補正予算書、７５ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万１，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億２，１４８万円とするものです。

８２、８３ページをごらんください。

歳入の説明でございます。

３款１項１目繰入金、補正前の額４億１，６９７万２，０００円に対し３万１，０００円を増額補正し、４億１，７００万３，０００円とするものです。これは、今回の補正財源として一般会計から繰り入れを行うものでございます。

以上、平成３０年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

○南委員長　　２議案の特別会計の補正予算の説明を受けました。

御指摘のある方は、御発言を願います。

○奥田委員　　済みません、国保会計のほうですけれども、財調２２５万６，０００円繰り入れということで、今の時点の財政調整基金の残高、教えてください。

○小川市民サービス課係長 30年度のこの12月補正承認いただきましたら、残高が1億3,414万3,000円になる見込みです。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、報告事項のほうへ入りたいと思います。

まず、初めに、各コミュニティーセンターの来館者数の状況についてからお願いいたします。1本ずつ行きたいと思いますので、お願いいたします。

○内山市民サービス課長 済みません、ここで一つ、金曜日に資料のほうをタブレットのほうへ入れさせていただいたんですが、ちょっと集計欄に誤りがございましたものですから、今回別に追加の修正分としてコミュニティーの資料を入れさせていただきますので、そちらのほうを通知させていただきます。

現在通知をさせていただいておるのが、各コミュニティーセンター別の曜日別の集計表でございます。上段が平成30年度、下段の色つきの部分が29年度の来館者数でございます。これは、いずれも4月から10月分までの集計の数字でございます。ただし、平成29年度につきましては、子供と大人の区別なしに集計をしておりましたもので、29年度については、子供の欄が全て抜けているような形となっております。

次に、4ページをごらんください。このグラフが、前年度との来館者の曜日別の比較でございます。

前年度、平成29年度は土曜日が開館しておった関係と、平成30年度、月曜日を開館にした関係で、来館者数の大きな違いが見られるのがそこだと思います。火曜日から金曜日につきましては、平日の来館者数は、集計的には伸びているという状況が見られております。

今回、5ページ目にあります休館日変更後の状況といいましては、一つ目、平日の開館日、月曜日がふえたことにより全体の来館者数が増加しているという傾向が見られます。また、周辺部の各コミュニティーセンター運営委員会や利用者からは、休館日の変更等について特に意見は出ていないという現状がございました。

また、子供の来館のことで指摘のございました矢浜コミュニティーセンターにつきましては、休館日の変更への対応としまして、親子で参加ができる講座やイベントを、土曜日、月一、二回開催して対応させていただいておったところでございます。

ただし、参加者が少ない状況が見られましたので、次年度からの開催内容について検討していく必要があると考えております。

以上のような状況を受けて、現在4月から試行的に運用している休館日の土日休館、もとは日月休館の4月から試験的にやっておる土日休館という形で、来年3月の第1回定例会において条例改正の議案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

コミュニティについては、以上でございます。

○南委員長 コミュニティについては以上でございます。1年間、試行されたということで、来年の3月に条例改正を行うという運びでございます。

御意見、御質疑のある方は。

○仲委員 先ほどの説明で、来年の3月議会に条例改正をしたいということでございますので、ここでしっかりと議論しておきたいと思うんですけど、休館日の変更の状況ということで、各コミュニティーセンター運営委員会で議論して、変更について意見は出ていないということでございますけど、どのような議論をされたか、もしくは、休館日の変更について議題を改めて出して議論されたか、まずお聞きをします。

○内山市民サービス課長 周辺部のコミュニティーセンターの運営委員会については、以前から休館日の変更については区長会からの要望もあって、平成29年度には来館者のアンケートもとった中で試行的にやらせていただいた経過がございます。各運営委員会において、運営委員さん、区長さんも入っておられる、婦人会の代表の方入っておられる中で、月曜日が窓口になったことによって本庁とのやりとりもスムーズになったというような意見が聞かれたというのは報告は受けております。

○仲委員 しっかり議論されたのかなという疑問点は残るわけですけど、施行前に休館日を変更してもいいかという問いかけの中では、75%が、周辺地区のほうではいいですよという返事なんですけど、試行されてからの議論はもうちょっとしっかりしてほしいなという気持ちはございます。

それから、1番の平日の開館日がふえたことに全体の来館数がどうかということなんですけど、全体的には実際にはふえています。

ただ、この表をじっくり見てみますと、火曜日から金曜日が、全体的に30年度、ふえておるんですね。これで2,872、ふえています。単純に土曜日と月曜日と比較すると、土曜日の開館をしておった29年度は3,768人、このグラフを見

るとね。月曜日に開館したのが3,284人と、逆に、土曜日と月曜日比較すると、484人少ないんですわ。逆に土曜日を開館したほうが集客率が多いという結果になりますもんで、全体的にふえていますけど、平日開館日が月曜日がふえたのに来館数はどうかというのは、いささか問題がある問いかけですね、これね。はっきり言うたら間違いですわ、これは。

それで、それはそれで意見としてお聞きしておいてもらったらいんですけど、一方では、子供の居場所づくりとか子育て支援、それから、生涯学習、公民館機能を残すということでコミュニティーセンターを移行したわけですけど、そこらの考え方について、福祉保健課なり生涯学習課とどのように議論されて、どのような意見が出たか。例えば、土曜日開館をしなくていいですよと意見であったかどうか、ちょっと具体的な御説明ください。

○内山市民サービス課長　　子育て支援の子育て5課という、連携してやっている事業、ハッピーデイとかやっています。その中で、今回、生涯学習課のほうといろいろ協議いたしまして、子育てに対する各イベントとかについて、各コミュニティーセンターに掲示板を用意して、各課から情報共有を図って、コミュニティで、そういう子育て支援に対するイベントとか、お母さん方の集まりとかの情報を集約して発信しようという形で掲示板を各コミュニティーセンターへ設置していただきました。

また、福祉保健課のほうにつきましても、各健康事業とかについて土日で行う場合は、鍵の管理も含めて各課のほうで主体的に開け閉めを行うような形で対応しているというような状況でございます。

○仲委員　　そこら辺も今後の子育て、子供さんが少ないのは周辺地区では少ないもんで、自主事業なりいろんなことしても、活気がないとか集まりが少ないということになるんですけど、やはり、周辺地区のコミュニティーセンターは、各学校が併合されてなくなっていく中では唯一の公共施設であるということなんですわね。

それから、前回のときの資料で土曜日の利用状況を見ると、例えば、29年度は、九鬼、三木浦とか、ある程度土曜日が自主事業をやっているかということ、ほとんど皆無なんです。自主事業を、子育て支援とかいろんなあれやで、中で、生涯学習など自主事業をやらないから土曜日の開館が少なかったんです、事実があります。実際に、30年度は開館していないんですから、貸し館はやりますけど、自主事業はできませんね。ということは、土曜日に子育て支援とか生涯学習とか子供の居場所づくり、本を読みましようとかいうのが一切やっていないという状況なんです。僕

は、これでいいのかなという疑問があります。

最後に、市長に聞きます。

梶賀、早田、九鬼、曾根、新しいコミュニティーセンター、できましたね。これについては、やっぱり周辺地区の地域コミュニティの拠点として、やっぱりあるべき姿がやはり進展していくということが大事と思うんですけど、それから、また、集客交流、市外からの集客交流、やっぱり土日がふえてくる可能性もありますね。そういう中で、唯一の公共施設が地域コミュニティーセンターという中で、この利活用の方向性、市長、どう考えていますか。

○加藤市長 委員おっしゃるように、要するに、人の集まりの場といいますかね、コミュニティーセンターは、そういう機能を有したそういうものであると思っております。

今後、要するに、交流人口というようなものを考えた場合に、どこにお越しいただくのか、おもてなしできる場所はコミュニティーセンターと言っても過言ではないと、こういう思いでおります。

ただ、新しいところ、また、古くからやっているところ、いろいろございますんですけども、この辺の整備は必要かなとは思っておりますんですけども、先だって、三木浦の市長懇談会のときにもそういうお話がございましたし、当然のことながら、コミュニティーセンターの充実ということはやっていかなきゃならないとは思っているんですけども、正直言って、そこで申し上げたのは、まずは3年間ちょっと待ってというような話になっているんですけどね。

要は、趣旨は非常によくわかるんです。あと、これをいつ、どうやって整備していくのかということについては、またちょっと今のところ見通しが立っていないという状況でございます。

○仲委員 最後に。3月議会の条例改正をお願いするという中で、まだ時間もございますので、しっかりと考え方をまとめた上で決定をしていただきたいと思います。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 今のを聞いておってね、僕思ったんですけど、確かに、仲委員、言われるようにね、土曜日、激減していてね、月曜日がふえたと言いながら、土曜日は激減していてね、土曜日と月曜日比較すると、減っておるんですよ。だから、やっぱりコミュニティーセンターというのは、出張所機能は一緒のところもありま

すよね。それは、もう出張所の分はせんでもいいけれども、していないんですかね、市役所もね。でも、従来のコミュニティの部分については、これ、土曜日でもあけて、地元の方でね、いろいろと、本当に拠点です。地元の方にとっては、コミュニティセンター、大きな拠点ですからね、地域のね。あけておくというわけにいかん。今話を聞いておいて思ったんですけど。せんと、コミュニティセンターの意味ないですもんね。どうですか。

○内山市民サービス課長 輪内のほうですと、コミュニティセンターの各運営委員さんとか婦人会の方、鍵を持ってもらっています。緊急の場合の避難所とかであける場合がございます。

各、地元の自主サークルの団体さんには、土曜日にも自由に使えるように鍵を管理してもらっている状況もございます。そういう意味では、地元の方が使う分には大丈夫です。

○三鬼（和）委員 私もちよっと仲委員の話を聞いておいて同感するというか、子育てであるとかという、これまで今の現コミュニティセンターというのは、公民館というのがあったので、教育委員会のほうからカリキュラムをつくったりと、いわゆるソフトの部分ですね、そういったことをやってきた中で、きのう、教育委員会の審査をしたときも、学力とかテスト結果ですけどね、そういったのがあって、もっとそういった教育面においても、コミュニティセンターというのか、各地区の、それと学校が集約されることによって、学校行事もなくなっていくわけですから、教育委員会とやっぱり上手にコラボして、子育てと、そういった教育、あるいは地域の連携というんですか、大人も子供もなってというか、そういったことを考えていく中で、この土曜日の利活用というのは生かされるというか考えなくちゃいけないんじゃないかなと。ただ来訪者だけのカウントではなしに、どのような形の子育て、教育、あるいはまちづくりというのか、子供が少ない中での子供を見守っていくかという中のソフト的なものをもっと抜本的に考えた上で、コミュニティセンターのあり方を、庁内的に、政策会議かなんか、どうなんかというところもあろうかと思うんですけど、それは、考えていくということは一個あると思うんですけど、どうですか、市長、その辺のところは。ハード整備だけじゃなしに。

○加藤市長 このデータを見ていただいておりますように、おっしゃること非常によくわかるんですよ。土曜日の日に対して、土曜日の日、30年度については、子供の入館者というのは、九鬼、早田、三木浦、ゼロなんですね。三木里が141人、子供がいる、来館していると、こんな状況ですよ。ほか、古江もゼロで

あったり、曾根もゼロであったり、梶賀。おっしゃるように、ここにやっぱり、管理面では、さっき市民サービス課長申し上げましたように、誰かが鍵を預かって、必要なときにあけますというような、そういう管理状態というのは、土曜日であったとしても、必要に応じて、用途に応じてきちんとあけるようにしているんですよ。だから、あとはソフトの話だと思いますよ。

さっき言いましたように、子供については三木里以外はほとんどゼロであると。向井や矢浜が40名とかそういうあれなんですね。そういうイベント、基本的にはコミュニティの人の集まる場、非常に人が集まって、そこで何かやる、非常にやっぱりいい環境の場所だと思いますし、おっしゃるように、そういうこともやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないかなと僕は思っています。

そうすると、市民サービス課だけなのかというと、やはり、福祉あるいは生涯教育、こういったもので、例えば一つには子育てでもってやるとか、いろんな方法はあると思うんですけども、やはり私自身もちょっと気になったのが、要するに閉めた、一応誰かが鍵を持ってあける、その中で子供たちがしているのは、何か三木里の、確か三木里、去年のデータのよりますと、何かいろんな土曜日に行事をやっているというような、行事があるから行くんですね。ここは、要するに、閉まっているから行事がないのか、行事がないから閉めているのか、どっちかわかりませんが、おっしゃるような形のものについては、やっぱりソフト面で、もっともっと検証していかなきゃならないんじゃないかなと思っています。

○三鬼（和）委員 毎週とは言いませんけど、一月に1回でも、地域の方とか先生のOBであるとか、福祉関係も含めて、子育てであるとか、教育というんですか、これもあいているから子供に使えということを行っているんじゃないし、仲委員も一緒のことを言っているんだと思うんですけど、やっぱり市としては、少子化になってきたりとか人口が減っていく中で、やっぱり子供は宝で、言葉だけの話じゃないので、そういったのを行政がバックアップした中で、地域で子育てしやすいまちをつくっていくということが全体の経済に結びつくという仕掛けというのは、これはずっとまちづくりの根底ではないかなと私も思いましたので、ぜひそういった取り組み方をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 では、他にないようですので、続きまして、次の報告を求めます。

○内山市民サービス課長 以前から、空き家に対する条例化ということを議会の

ほうから意見をいただいております。今回、空家条例の条例案という形で、まずこの12月議会の委員会で説明させていただきまして、また、パブリックコメント等を求めて、3月上旬できればと考えておりますので、まず、案段階の条例案を説明させていただきます。通知をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、目的としましては、空家等対策推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理に必要な事項を定めることにより、これらが管理不全な状態になることの防止を図り、もって市民の安心安全な暮らしの実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

第2条の定義でございます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによると書いております。

まず、1番として、空家等につきましては、法第2条第1項に規定する空家等をいう。この資料の括弧書きの部分につきましては、特別措置法とかの関係条文を書かせていただいた部分でございます。

次に、空地の、2番、使用されていないことが常態である土地をいうとあります。この使用されていないことが常態であるということに関しましては、総務省、国交省の基本指針の中で、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というのがございまして、住居その他の使用がなされていないことが常態であるということは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば、概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは一つの基準となることが考えられるというような見解が示されております。つまり、1年以上住居状態のない建物、空地等について、使用されていないことが常態である土地というふうな定義をさせていただきたいと考えております。

また、3番の特定空家等につきましては、法第2条第2項の規定する特定空家等をいうとなっております。下の括弧部分の特別措置法の第2条第2項におきましては、この法律において特定空家とは、1、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、二つ目として、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、三つ目としまして、著しく景観が損なっている状態、四つ目が、放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいうとなっております。このことにつきましても、国のガイドライン等が示されております。

その中で、構築物等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態ということは、建築物が著しく保安上危険となるおそれがある、建物等

が倒壊するおそれ、屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがあるような状態を示しております。

また、2番目の衛生上有害となるおそれのある状態につきましては、建築物または設備等の損壊等が原因で著しく衛生上有害となるおそれのある状態、ごみ等の放置、または不法投棄が原因で衛生上有害となるおそれのある状態。次に、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態につきましては、その他周囲の景観と著しく不調和な状態、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっております。

また、生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態ということにつきましては、立木が原因で放置することが不適切である状態、空家に住みついた動物等が原因で放置することが不適切な状態、構築物等の不適切な管理等が原因で放置することが不適切である状態というものが国のガイドラインとして示されておるような状況でございます。

また、次に、第3条としまして市民の役割でございます。市民とは、市の区域内に特定空家等または特定空地があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとするでございます。

また、この場合、市民等の定義につきましては、市内に住居し、在勤し、または在学する個人及び市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他団体というように定義をさせていただいております。

また、第4条につきましては、市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第6条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならないという条文でございます。

この勧告につきましては、勧告を特措法に基づく勧告を行った場合、固定資産とか都市計画税等の減額措置の適用が外れます。これは、住宅用地特例の適用除外になることございまして、敷地面積が200平米以下の場合は課税標準額の6分の1が減額されます。また、200平米以上につきましては3分の1、都市計画税につきましては、200平米以下が3分の1、200平米以上が3分の2というような減額の特例がございまして、これを特定空家に認定して勧告を行った時点で、その減税の対象から外れますので、いわば6倍の税額がかかるというような状況が発生します。

このような重い勧告を出す場合には、当然行政だけの意見ではいけないので、審議会を通して勧告の対象になるかどうかを判定していただくというような条文と

なっております。

また、第5条では、特定空地に対する措置としまして、条文中、特定空家等とあるのを特定空地と読みかえる条文でございます。

次に、第6条でございます。9ページになります。

先ほどの空家等審議会の設置の条文でございます。

第6条につきましては、市長の諮問に応じ、第4条及び前第2項の規定により勧告について調査審議するため、尾鷲市空家等審議会を置くと。第2項では、審議会は市長が委嘱する委員、5人をもって組織する。3、委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。4項として、第3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定めるとなっております。

また、第7条には関係機関との連携ということで、市長は、災害や犯罪を防止するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、法第9条及び第14条第1項から第3項まで並びに第5条の規定により準用する法第9条及び第14条第1項から第3項までの規定による調査、助言、指導、勧告及び命令の内容を提供し、必要な措置を講ずるよう要請することができるとなっております。

また、先ほどの第6条の空家審議会の内容につきましては、次の尾鷲市空家等対策の推進に関する特別措置法及び尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の施行に関する規則の案をごらんいただきたいと思います。

ここの第4条に委員のことがうたわれております。

条例第6条に規定する尾鷲市空家等審議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。1として、法務、不動産または建築に関する有識者、2、市民団体の代表者、3、その他市長が適当と認める者というふうにうたわせていただいております。

第5条、第6条に関しましては、会議に関する委員の互選等の内容でございます。

また、第7条には、意見の聴取等といたしまして、審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または、これらの関係者に対して必要な資料の提供を求めることができるというような条文でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

条例制定に向けての今委員会以降のスケジュールを示させていただきます。

まず、1番、今回条例案の説明をさせていただきます。第4回、定例会、

行政常任委員会において条例案の説明をさせていただいております。

次に、2番として、パブリックコメントの募集としまして、今定例会閉会日であります12月14日、金曜日から12月28日、金曜日、2週間をめぐりにパブリックコメントを市のホームページまたは地区公民館に用紙等を配付させていただき、パブリックコメントを求めたいと考えております。

また、3番として、パブリックコメントに対する回答を1月以降、また、これもホームページ等で回答させていただきたいと考えております。

また、4番目では、条例案の議案上程といたしまして、パブリックコメント等、議会でいただいた意見も含めまして、第1回定例会において議案として上程したいと考えております。

また、審議会の委員につきましては、法務局とか関係機関の委員を予定しておりますので、異動等の関係もございます。また、条例、認められ次第、関係機関に委員の推薦を依頼して、1月以降、委員の委嘱を行った上で、6月1日条例施行というふうに考えていきたいと現在考えております。

次に、13ページには、条例化による空き家対策のフロー図を示させていただきました。

現在、まず、1番として、市民からの相談や苦情等について、市民サービス課の市民生活係のほうに市民から相談が寄せられている状況でございます。

2番として調査、これには、外観の調査と管理者等、税務課の協力もいただきながら、市民課の住基情報をもとに管理者の調査を市民サービス課のほうで進めております。

また、外観等の調査につきましては、建設課さんの協力もいただきまして進めている状況でございます。

次に、管理者が判明次第、改善の依頼と指導、助言というような形で、文書、写真等をつけて送らせていただいております。

また、台風等で道路上にごみ等、空き家から散乱している場合につきましては、緊急の安全措置といたしまして、建設課の協力をいただきながら敷地内へ飛散物を押しとどめるような状況とか、トタンの飛んだのを回収したりするのは担当課のほうで行っているのが現状でございます。

今後、文書を送って管理者のほうから改善があった案件も何件かございます。それ以外につきましては、庁舎内で検討委員会で、その案件についての現状を報告させていただきまして、その上で、条例に基づいて設置する審議会で特定空家に認定

するかどうか、国の基準等について協議をしていただきたいと思いますと考えております。

8番、9番につきましては、条例後の動きになるんですが、審議会で特定空家に該当する空家と、そこまで行かないけれども、もう管理不全な空家という判定をいただいた後に、勧告まで行くのか、それとも、勧告しても改善が見られない場合、命令、最終的には代執行までが特措法の中ではうたわれておるような状況でございます。

また、一番下の米印に書いてある、特措法による国の支援、補助等もメニューがございます。また、これにつきましては、各市町において空家等対策計画の策定が必須事項となっております。また、これにつきましては、31年度、市民生活系の職員体制、また、建設課の応援もお願いしながら、31年度審議会の意見等も聞きながら対策計画を立てていければと考えている状況でございます。

なお、今回の条例は、あくまでも市側の、執行側のある程度バリアというんですか、行政側の代執行、すぐに代執行まで行くというわけではなく、代執行まで行こうと思うと予算も必要ですし、また、法的な根拠も必要となってくることから、慎重に進めなければいけない条例でもありますし案件でもあると担当課では考えています。

条例案につきましては以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

今、空き家対策の、もう条例制定に向けての案をしていただいたんですけれども、条例制定に向けてのスケジュール、もう見ますと、パブリックコメントの回答をホームページ上でということなんですけれども、この中で行くと、委員会の審査というのはね、もうほとんど、条例制定で終わっていくのかなというような感じがするんですけれども、そうじゃなしに、やはりパブリックコメントのあり方も期間的にも僕はちょっと短くて、どう周知するのかなというような疑問がありますし、できたら、当委員会といたしまして、今回、初めての条例案の説明ということなんですけれども、もう、ほぼ、これでいくと固まっておるなという感じがするんですけれども、どこを参考にされた条例なのかなという、自治体の。恐らく、どこかを参考にした条例だと思えるんですけれども。これ、いきなり、パブリックコメント、議案上程じゃなしに、委員会としては、皆さんの意見なり、当然パブリックコメントが出た時点でも当委員会にも報告をしていただいた後に審査していきたいと考えておりますので、それも踏まえて質疑のほうをお願いいたします。

ちょっと待って、課長、答弁があったら。

○内山市民サービス課長 済みません。パブリックコメントを、ちょっと期間、短いんですが求めて、それに対する回答なり示された意見について、まとまった時点で、上程までには、この3番と4番の間には、一度また委員長にお諮りして、委員会でパブリックコメントの内容、また、それに対する回答も含めて、委員会のほうへ説明させていただければと考えています。

以上です。

○南委員長 できたら、回答する前ぐらいが一番望ましいと思うんですけども。パブリックコメントをまとめた時点での委員会の報告というのが。もう回答してしまったらさね、それがもう既成の事実になってしまうので、委員会で変更云々ということじゃなくなっていくと思いますので、できたらお互いに情報を共有できる形のもとで審査をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○内山市民サービス課長 また、パブリックコメントまとめ次第、委員長に相談……。

○南委員長 そうですね、お願いします。

○濱中委員 私も、それ、すごくパブリックコメントの募集の日程が気になりましたし、今これ報告をいただくということは、12月の広報には、この情報載っていないですよ。そうなりますと、やはり、まずこの条例が制定されますよということ、パブリックコメントを募集しますよということに関しても周知がしにくいのかなと思うので、されにくいなと思うので、ワンセグなどを使って、どなたへでも届くような形のことをまず広報考えていただきたいというのがまず1点と、それと、この資料の13ページの最後のところにあるフロー図なんですけれども、条例が制定されて、ある程度抑制されればええなと思うんですけども、空き家をお持ちの方を特定するまでにはかなり時間がかかるのかなというものもありますよね。それ以外に、もう空き家の持ち主がわかっている状態で、こういった状態になっているものをフロー図に当てたときに、最初の1から9まで来る間が、どれぐらいの期間を想定していますか。

○内山市民サービス課長 現状、管理者等につきましては、基本的には住基と固定資産の納税義務者の情報をもとに調べることは容易に、期間はそんなに必要ないと思います。

ただし、固定資産とか家屋の承継されていない物件が何件かございます。そこら辺は、当然管理者が不明の状態にありますので、そこを手をつけていこうとすると、法的な調査等も必要となってきますので、そこらはまだ現状そこまで踏み込んだ調

査はしていないというような状況でございます。

○濱中委員　だから、それは、大変な調べることがあるのは理解できておる中で、持ち主がきちっと特定されている状態でこういうふうな対象になったときの1から9までは、どれぐらいの期間がかかると想定されるかという。

○内山市民サービス課長　9までというと、代執行というか、勧告までのという。

○濱中委員　もう一遍ちょっとちゃんと聞きます。

だから、建物がそういう対象になりましたとして、庁内検討委員会での協議をしたり審議会をしてくる、この9番の手前までの期間がどれぐらいと想定していますかということですか。

○内山市民サービス課長　済みません、参考他市町では、物件にもよると思うんですよ、物件の状態にもよると思うんですが、最低でも半年以上はかかるのではないかなと。法的なこともございますので、早くて半年、1年ぐらいはかかるのかなというふうに想定はしております。

○濱中委員　じゃ、最終的に、これは言葉の確認なんですけれども、条例案の中に固定資産税とか都市計画税の減額の対象外になりますよという説明がありました。これ、ちょっと簡単に理解できる言葉にしたいなと思うんですけれども、これは、建物が建っていれば地面に対する減額があるのが、こういうふうな対象になってしまえばそれはなくなって、建物があつたとしても更地と同じことですよという、それでよろしいですか。

○内山市民サービス課長　お見込みのとおりでございます。

○濱中委員　ありがとうございます。

○三鬼（和）委員　関連してなんですけどね、特措法の中では、こういう条例も受けていろいろすると、それを対応しなくても、いわゆる自治体にも問題が出てくるということもあるんですけど、それ以上に、特定空家と認定されたというか、そういったときに、今、濱中委員が言われていたように、むしろ反対に罰則規定を条例へうたうほうがいいんじゃないんですか。例としては、固定資産税が最大6倍になるとか、そういった例があるじゃないですか、都市計画税が最大3倍になるとか、命令をしたにしても応じなかったら50万以下の罰金とかというのが特措法では国のほうで認められておるところがあるんですけど、そういったところは、もう周知するというのかな、わかりやすくするほうが、もっと対応してもらえないのかなと思うんですけど、どうなんですか、その辺は。

○内山市民サービス課長　今回、条例制定に当たりまして、市の条例等の加除等

を委託しております会社のほうにいろいろ相談させていただいて、全国各市の条例を参考に、条例案として今回上げさせていただきました。

その中で、国の定めるもの以外の部分を条例で補完するという条例でどうかというような意見をいただきました。

また、過料等につきましては上位法で定まっておりますので、アピールにはなるとは思いますが、条例まで落とし込む必要はないのかなというふうに判断させていただいたところでございます。

○三鬼（和）委員　いやいや、連絡して、それに対応しなかったら特措法の中では、20万かな、以下の罰金というかがあるんですけど、市として、やっぱり条例つくって対応しますよって言っている、それが進まなかったときもあり得るわけじゃないですか、現状として、もう何年も放置されておるようなところもあろうかと思っております。私が知っておる限りでも、うちの近所でも若干それに、こういつたのに適用するかなというようなところもなきにしもあらずみたいなどころというのは、今、市内を見ると少ないわけじゃないと思うんですね。

ただ、ある程度、もうこの国の法律ができた以上は、市町として具体的に、これは、もう代執行が簡単にできれば、自治体自体ができれば言うことはないですけど、代執行ができずに何とか本人にやっていただくということを考えて、それがもとだと思っておりますけど、でも、当たり触らずの条例であるという、前へ進むんかなというところがあって、むしろ市がそれ以上前へ進めないということも出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は考えなかったですか、どうなんですか。

○内山市民サービス課長　実際、この条例を使って、きつい条文にすれば、それだけ効果はあるとは思いますが。

ただし、先ほどもどのぐらいかかるんか期間的にという話もございました。

当然、管理者がおる場合の物件を手をつけようと思えば、法的な部分もクリアする必要があって、当然弁護士さんの費用とかも予算化する必要もございますし、また、それでも対応できなかった場合は代執行という形で市の税金を使ってということまで行く可能性もございます。

現時点での担当課としましては、過料まで条文にうたわずとも行けるのかなというようなことを考えて、こういう条文にさせていただいたものでございます、済みません。

○南委員長　ちょっと課長の、皆さんの意見、いろんな意見出ると思うんですけども、本当に御苦労してこの案をつくっていただいたなということにはある程度

の理解は示すんですけれども、やはり、この時点でパブリックコメントの募集というのは、ちょっと拙速やなと思うてね。難しいわ、この状態で、市民に対してどない説明するのかなということも理解できないし、僕は、委員長としてじゃなしに、個人的にも、この3月定例会へ上程するのは、非常に僕はもう拙速過ぎるという考え方を持っておるんですけどね。

確かに、条例を制定して市民に周知するというのは、空家対策は十分大事なことは認識をしておりますけれども、現時点では、ちょっとパブリックをとるということ自体が僕は非常に難しいんじゃないかなというような、時間的にも、市民に対しての、もう説明不足で見切り発車で行くみたいな感じですので。

○三鬼（和）委員 さっき、課長、答弁くれましたけど、上位法ができて、市町としても条例を整備しなくちゃいけないという意味合いはわかりますけど、現実、何とかしてほしいという住民も多いわけじゃないですか。それについては、いろいろ現状は苦勞されておるということは理解するんですけど、もう少し、仮に代執行してでも、尾鷲市内にあれば、これはあくまで本人に請求するものですから、原則としては、市がやれる分はというのはあって、代執行は多分今の尾鷲市の状況であつたら難しいとは思うんですけど。

ただ、条例をつくるからには、やっぱり生きた条例にすべきじゃないかなとは思いますが、もっともう少し踏み込むべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○内山市民サービス課長 条例に関しては、今回初めて示させていただいたわけですので、いろんな考え方があるとは思いますが。そこら辺も含めて、もう一度ちょっとスケジュールも含めて、また議会のほうへ相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えています。

○仲委員 済みません、先ほどの課長の話から薄々わかったんですけど、一応、この条例、特別措置法に定めるもののほかと書いていますもんで、多分これでいいんでしょう。

ただ、やはり、この条例が市民にどういうふうに担当課が読んでいただきたいか、感じていただきたいかと考えると、やっぱり周知をしていただいて抑制をすると、そういう意味では、少なくとも、所有者の責務とか、勧告しますよとか、助言ありますよとか、命令。代執行まで書けとは言いませんけど、そこらをやはり条文の中へ落とし込まないと、例えば、第3条の市民の役割は情報提供するになっていますよ。市民の役割で、所有者の役割をやっぱり先書くべきなんですわ。それを書いた

上で、やっぱり、所有者は、そうだなと思っていただくというのが一つの大きな狙いだと思うんですわ。

今のところ、条例案は、特別措置法書いていますけど、これ、抜けていきますよって、全部。見た人が、わかりませんよ、これ。特に市外の人に見てほしいわけですから、そこらをやっぱり、この条例で何を所有者に訴えていくかというのを感じて、やっぱりつくってもらわんといと、やはり、ただつくっただけだという、代執行は、僕は無理やと思っていますもんで、今のところ。そこら辺をちょっと、どうでしょうかね。余りきついこと……。

○加藤市長　現実問題としまして、この問題が非常に大きく取り沙汰されているというのは、市民の皆さんの非常にいろいろなお話を伺っていると。

まず、条例をつくりましょう、三鬼和昭委員がおっしゃった、条例をつくる以上は、当たりさわりのない状態では意味がないというのは非常に理解できるんですよ。

ただ、一つだけあれするのは、目的ではっきりとそのことをうたっているわけなんですわね。目的とその定義の中で。あとは、それをどうやって具体的にこの条例のところに含めるかという問題については、非常に考える、もう一度再度再考する余地はあるなどは思っております。

ただ、日程的なことが急ぎましたものですからね、結局こういう形になったんですけど、しかし、本当に条例でもって、この条例でもって何を市民の方々にお願いするのか、訴えるのか、そういった管理者の方々に訴えるのかという、こういうところが委員の皆様方のほうからもそういう強い要請もあるということでもって、正直言って、4月、3月末でって、6月1日ありきじゃないなという気もいたしました。

委員長おっしゃっているように、パブリックコメントを出したら出すだけじゃなしに、やっぱり市民の皆さんに御理解いただいた中でのやっぱりお答えを頂戴するというような話もあるし、その内容についても、おっしゃっていますように、委員会上程については、募集で回答する後じゃなし、どんなやっぱり募集があったんだというような内容と、じゃ、これについての執行部のほうの回答はこういうふうにしたいという、そういう手順というのは、僕、必要だと思うんです。非常に重要な話で、急がなきゃならないんですけれども、もし、やれるのであれば、もう一度、再度今後のスケジュールについてはちょっと考えさせていただきながら、もう一つは、この条例の内容についても、もう一度、再吟味しながら、もう一度、執行部のほうに持ち帰るといことと、私は、さっきの御意見とかあれしてきましてそう思

いましたんですけど。

○南委員長　　お願いします。

○三鬼（和）委員　　関連で。

代執行等を含めて、今、市長が言われることもあるんですけど、それを執行部に強要しておるわけではなしに、今後、人口減少が進んだりすると、空き家もふえてこんとは確定できやんところがありますので、今後の一旦空き家になったときの空き家のあり方というのか、それも含めてわかるような、わかるというかほらくっておいたらこうなるんですよというような、わかりやすい条例にするということがやっぱり抑制になると思いますので、その辺は、やっぱり再検討してほしいなと思います。

○濱中委員　　皆さんと同じような重ねた話になってしまうのであれなんですけど、さっき私が聞かせてもらった減額の対象ということ、改めて聞かなんたら、説明されても、改めて聞かなんたら、ちょっと確認ができなんだということもあります。これは、文章に書く書かん関係なく、こういう対象外がありますよということがあるんであれば、やっぱりそれは説明として、説明というか条例であらわすべきかなというのを。同じようなことなので、済みません。

○南委員長　　先ほどの市長のほうから条例の中身も、また、スケジュールについても再考していただくということでございますので、また、改めて、ある程度骨子ができてきたら当委員会のほうへ報告を願って、やっぱりパブリックコメントについても、市民にある程度理解の上でパブリックコメントをいただくように努力をしていただきたいと思います。特に、楠委員。

○楠委員　　事務局のほう、これ、内容を見ると、特措法ができる前の空き家対策の条例については、個々細かく何十条という条文があちこちにあったんですよね。特措法ができて簡潔にやられているので、私はそんなに問題ないのかなと。特措法の中身を全部条例に入れる必要はない。これはあくまでも、お知らせとか、そういうパンフレットの中で説明すればいいだけの話で、それ、理解するかしないかは、別の話。

もう一つ、濱中委員も言っていたように、税法上の説明、これは特にやっておかないと、いわゆる最終的に命令かけるときに問題起きるので、やっておかないといけないだろうと。

それと、あと、仲委員が言ってくれた市民の役割、市の責務、この辺がもう少しちょっとこってり書いておかないと、何だよ、俺たちだけかよという話になるので、

この問題があるだろうと。

それから、あと、特措法の14条の第3項で、命令を出すときに、ここが一番問題なんだけど、告示とか手続をしておかないと、これ、裁判やったら負けちゃいます、この中身だけだったら。だから、告示をちゃんとして、その場合は、住所とか、氏名の告示は、所有者等の個人名、これはもう絶対やっちゃいけないんですよ。だから、どどここの場所のところに看板を立てるにしても、その土地の所在で、こうこういう理由でこうですよというぐらいしかできないので、この辺のところも、顧問弁護士さんの方によく相談してほしいなというのがあります。

それから、あと、法の9条の第1項で、基本的には立ち入りの関係も全部出ているんですけど、これ、入るのは別に立ち入り証があればいいので入れます、法律上、何の問題もないんですけど、ただ、その前に、やはり実態調査をしておかないと、市民から、いろんな提案とか情報をもたらうフローにはなっています。苦情と書いてあるんだけど。このときに、既に市がある程度把握しておかないと、来ました、行きましたということじゃ、ちょっと後で問題が起きそうなので、先にやっぱり実態調査をやっておくということが一つあるかと思うんですね。

このフロー図にも、あともう一つは、条例何条という表示がしていないので読みにくいんですよ。それもすっかりちょっと書いておかないといけないだろうと。

それから、あと、この13ページの米印のところもそうなんですけど、最終的には、これ、まちづくり協議会とか、ある程度団体をつくって、その地域の空地だとか特措法の対象になる建物とか、そういうものについて、どういうまちづくりを進めていくかということもやっていかなきゃいけないと思うので、その辺をぜひちょっと考えてほしいなということ。

それから、あと、委員長がよく言っているパブリックコメントの募集。これ、本当に2週間でいいのかなどということ。

それから、あと、周知期間がありますので、正直言って、今の日程から行くと、最短でも9月の条例制定でもいいのかなと。いわゆる周知期間が全体が少ないというところで、もう少ししっかりパブリックコメントをもらうのと、この法律で重課税になるんですよということをしっかり理解してもらったほうが早いのかなと思うんですね。特に、6倍になりますから。その辺、ちょっともう一回整理してもらったほうがいいのかと思いますので、ぜひちょっと、もう少し検討してもらって。

○南委員長　　いろんな意見があると思うんですけど、再度、当委員会としてもね、互いにすり合わせしていきたいなと考えておりますので、きょうのところは、もう

……。

○奥田委員 一つだけ。

○南委員長 もう、最後のほうで、簡潔にお願いいたします。切りがないで、これやってしまうと、もう。

○奥田委員 確認なんですけど、私は、これ、もう早くやってほしいなという気はするんですけどね、というのは、先月、紀北町が白浦で代執行、空き家の特措法、これを適用して代執行やっておるんですよ。これ、東紀州で初めてということなんですけど。台風もあってね、いろんな空き家の瓦が飛んだとか苦情結構あったでしょう、僕のところも結構届いていますので、それやもんで早く整備してほしいとあるんですけど。ただ、やっぱり周知期間が要るので、このパブリックコメント、12月14日から28日というのは、とりあえず延期という理解でよろしいですか。どうなんですか。

○南委員長 いえいえ、もう。

○奥田委員 やるんですか。

○南委員長 それも踏まえて再考するという返事を市長にいただいておりますので。

○奥田委員 そうしたら、もう延期ということだね。

○南委員長 市長、もう一度お願いします。

○加藤市長 今では、パブリックコメントの募集というのは、この時点では、こういう御意見をいただいて我々持って帰るといいますから、できませんので、もう一度スケジュール等も含めて、議会からの議員の皆さんの御意見も伺いながら、もう一度再度やらせていただきたいと。

○南委員長 条例もな、中身についても。

○奥田委員 わかりました。

○南委員長 また、すり合わせさせてもらいます。

○野田委員 ちょっと一つだけ。

一つ、7ページの特別措置法のところで、助言または指導することができる、その次に、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる中には書いてあるんですけども、先ほど言ったように、改善への助言と指導という部分を、そして改善がなければ勧告というところの手続が踏まれるわけですよ。そこら辺は、この今回の空き家の条例の案の中に入れたほうが、より明確にされるんじゃないかと。

- 南委員長　　もう、全てそれも踏まえて。
- 野田委員　　そこら辺も踏まえて。
- 南委員長　　再考ということですので、理解をお願いいたしたいと思います。
- 加藤市長　　そういう話の中で、助言、その勧告、指導という言葉はどうのこうの。ここには、一応、我々の今の案では条例については含まれていませんで、そういうことも含めてもう一度再考させていただいてお諮りしたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。
- 楠委員　　一つだけいいですか。
- 南委員長　　簡潔にお願いします。
- 楠委員　　簡潔に。三鬼委員からも罰則規定とかいろいろあったんですけど、罰金が50万、特措法でもう既にうたっている内容なんですけど、条例に設ける場合だと、市の条例に最高の罰金が幾らかという問題が出てくるので、これ、比例原則を間違えるとそれも大変なので、それもちよっと顧問弁護士の方とよく相談してもらいたいと思います。
- 内山市民サービス課長　　検討させていただきます。ありがとうございます。
- 南委員長　　じゃ、済みません。続いて、集落支援の活動状況について、簡潔にお願いいたします。
- 内山市民サービス課長　　それでは、資料3で、九鬼の集落支援の進捗状況を報告させていただきたいと思います。

このことにつきましては、昨日、福祉保健課のほうで地域包括ケアの中で細かい説明をいただきましたものですから、私どものほうとしては、最後の今後の取り組みというあたりだけを説明させていただきたいと思います。

本年、九鬼では、本年10月よりボランティア候補者4名と具体的な支援サービス内容の検討を開始するとともに、庁内有志によるボランティア団体として、基本的に高齢世帯を対象に、平日、日中の買い物、通院を主たる目的とする尾鷲市街地への移動支援及びごみ出し等の簡易な生活支援を目的とした会費制の互助組織の設立に向け、活動を行っておるところでございます。

また、12月には社会福祉協議会ボランティアセンターへ登録し、移動支援について2カ月程度実証実験を行った上で、三重運輸支局に相談しながら、年度内の正式稼働を目指しているという状況でございます。

また、このことに関しましては、三木浦、梶賀の集落支援員さんと連絡会議を開きまして情報共有を図って進めているところでございます。

以上です。

○南委員長　　以上、集落支援員の簡単に説明をいただいたんですけども、よろしいですか。

もう一点、墓地のほうの報告が口頭であるそうでございますので、よろしく願いします。

○内山市民サービス課長　　済みません、今回資料はございませんが、尾鷲港新田線道路改良工事に伴い移転が必要な折橋墓地につきましては、墓石管理者の意向調査を実施するとともに、土地や建物の補償交渉が県において進められている状況でございます。

一方、市においては、折橋墓地の移転先について周辺住民の同意に向けて調整進めてきましたが、現時点で全ての周辺住民の皆様から同意を得るには至っていない状況でございます。

しかし、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震発生時において、尾鷲港の耐震岸壁と県の広域防災拠点を直結し、かつ、平時においては本市の活性化の拠点とすべき港湾部と、国道42号線を直結するこの尾鷲港新田線の早期供用に向け事業を進めるため、現在の光ヶ丘墓地に隣接する用地を新墓地造成地と決定し、移転事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細設計等が完了しました後に、近隣住民の皆様から要望がありました説明会等を開催させていただきたいと考えております。

また、墓地移転は、県からの補償を受けて本市にて新墓地の造成を行うこと、設計等を含めた一連の新墓地造成の完了までには複数年を要することから、年明けには県と市において新墓地造成に関する基本協定及び年度協定を締結することとしており、協定書の内容等につきましては事前に委員会へもお示しさせていただきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○南委員長　　ただいまの説明によると、大変に御努力をしていただいたんですけども、最終的に全周辺住民の方の理解を得られなかったということなんですが、やはり、尾鷲港新田線は、大きな防災道路としてもこれからも必要不可欠で、早期完成を望んでおるといことで、全員同意には至らなかったけれども、予定どおり墓地候補地として事業を進めていく決定をされたと理解してよろしいんですか、それだけ確認。

○内山市民サービス課長　　そのような経過でございます。

- 南委員長　　ただいまの、この今回の決定についての特に御意見のある方は。
- 奥田委員　　それも、僕、前回もちょっと確認させてもらったんですけど、どういった理由が一番多いんですか、今、周辺の方。近くの方やね、光ヶ丘墓地の。
- 南委員長　　反対の意見ですか。
- 奥田委員　　反対の理由、意見として。でも、きちっとしておかんと、これ、後でもめたりするとね、大変ですよ。
- 内山市民サービス課長　　周辺住民の方に説明に回った中では、お墓が近くに来ると地価が下がるのではないかと、また、大家さん等は、墓地が来ると借家に入る方が少なくなってしまう、それと、造成後の土砂災害を心配される方、それから、人家の上にお墓が来ると地域が廃れるとか、さまざまな意見がございます。
- 担当課としましては、まだ地質の調査とか工事概要もはっきりしてない中で、ちょっとまだ、住民説明会、望む声も当然ございます。ただし、詳細設計が進んだ後に、工法も含めて、どこから工事車両が進入するとか連絡道路はどうするかというあたりは、まだまだ説明し切れる状況にないことに対する不安もございまして、全ての方の同意はいただけないというのが現状でございます。
- 奥田委員　　やっぱり、ごみ焼却施設もそうですけどね、やっぱり住民の同意って、僕はまず第一やと思うんですよ。だから、大変とは思いますが、その辺のところを、余り時間ないですよ、もうね。もう来年1月には、もう協定結ぶとか何か言うていましたよね。大丈夫ですか、その辺は。住民説明会も、まだされていないんですか。
- 内山市民サービス課長　　住民説明会を求めるのは、工事の工法とか目張り、人家から墓が見えないような対策をどうするんやというあたりの意見で住民説明会を開いてというような声があるんですが、まだ設計も行っていない段階ですので、設計が終わり次第、速やかに住民説明会を開きたいというふうに考えています。
- 南委員長　　この種の問題はね、本来は地域の方々の全員の御同意で進めるのがもう本当にベストなんですけれども、特にどうしても御努力はかなりされたと思うんですけれども、やはり反対の方が複数おられるという、現実におられるということなんですけれども、タイムスケジュールだとか、例えば、造成ね、予定ができてきたら必ず地域住民に、もう懇切丁寧に住民説明会等を開いて説明をいただいて、また1人でも2人でも理解を得られるような努力は最後までしていただきたいと強く要望をいたしておきます。

これで市民サービス課の審査を終わります。御苦労さんでした。

午後は、1時10分から行います。環境から入ります。

休憩します。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時09分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたしたいと思います。

次に、環境課なんですけれども、あと、環境、水産、農林、商工観光、建設まで行きたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、環境課、付託議案74号の補正予算の説明を求めます。

○竹平環境課長 それでは、座って失礼させていただきます。

議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、環境課に係る部分について、補正予算書及び予算説明書に基づき御説明させていただきます。

まず、第2条の債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正のうち、環境課分といたしましては、下から7段目にあります可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託、以下5項目でございます。

可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託につきましては、今年度末で3カ年の契約期間が満了するため、次の委託期間を2019年度から2021年度の3年間とし、限度額を4億1,166万3,000円と定めるものであります。こちらの詳しい内容につきましては、後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

次の指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、指定ごみ袋の保管及び取り扱い店への配送業務を委託するもので、期間は平成31年度の1年間とし、限度額を168万3,000円と定めるものであります。

次の資源プラスチック類保管運搬業務と資源プラスチック類処理業務委託につきましても、昨年と同様に、4月1日からの業務を円滑に進めるため期間を平成31年度の1年間として、限度額をそれぞれ275万1,000円と314万4,000円に定めるものであります。

次の廃棄物搬入受付・分別業務委託につきましても、期間を平成31年度の1年間として、限度額を1,144万8,000円と定めるものであります。こちらにつきましては、清掃工場における平日作業員として7名、土曜日、祝祭日の搬入受け付けに1名、第1、第3日曜の分別業務に2名の業務委託を毎年実施しているもの

であり、年度開始の4月1日から業務が行われるため、引き続き債務負担行為として定めるものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

予算書、14、15ページをごらんください。通知いたします。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節清掃費補助金330万4,000円の減額につきましては、内訳は、総務課分19万8,000円と環境課分310万6,000円ですが、事業不執行により三重県海岸漂着物等対策事業補助金を皆減するものでございます。こちらにつきましては、当初予算において須賀利地区の海岸漂着物処理費用と総務課の漂着船解体処理費用を計上し、補助率が80%である本補助金を充当させていただいております。

しかしながら、事業計画書を提出した際に三重県より不法投棄と漂着船については補助対象外であるとの回答があったため、補助金申請を中止して事業不執行といたしたく、これらの予算につきましては皆減させていただきたいと考えております。

この件につきましては、当初予算をお認めいただきながら、まことに申しわけございません。

この三重県海岸漂着物等対策事業補助金につきましては、国の海洋ごみ対策としての間接補助事業でございます。三重県としては、鳥羽から大王崎の区域の離島を最重点区域として活用がなされていたものでございます。

本市においては、須賀利地区の一番奥、林道大根須賀利線入り口の近くの海岸から沖のほうのあたりまで漂着ごみと不法投棄が散乱している状況を確認しており、この10分の8の有利な補助事業が活用できないかということで、平成28年度より三重県と協議をさせていただいております。三重県と協議内容では、廃家電などの混合廃棄物などの不法投棄されたごみであっても堤防より海側であれば活用が可能であり、海上保安庁が引き揚げてきた漂着船も対象であるとのことで、平成29年度には要望額の調整も行い、三重県より実施可能の回答を受けた中で今年度の当初予算に計上させていただいたところでございます。

しかしながら、事業計画書を提出した際、三重県より不法投棄物と漂着船については補助対象外であるとの回答があり、事業不執行としたいとすものでございます。

主な理由としては、三重県が環境省との調整において、不法投棄ごみや漂着船は対象外となったということでございます。

この事業は、今、10分の8の補助事業であることから、今回事業を中止させて

いただき、歳出予算も減額させていただきたいと考えております。

取りやめになることから、ごみは放置されたままになってしまいますので、住居地から離れた場所にあり、人力ではなかなか処理しにくい場所にありますので、今年度は一旦処理事業を中止とさせていただきたいと考えておりますが、何らかの対策を検討しなければならないというふうに考えております。

次に、19款諸収入、5項雑入、1目雑入、4節衛生費雑入の資源化物売却収入129万1,000円の増額につきましては、飲料缶や金属類、アルミ等の売却単価が2倍程度となり当初の予想を大きく上回ったことから年間予想売却収入360万円として、当初予算額230万9,000円との差額を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

予算書、34、35ページをごらんください。通知させていただきます。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の環境美化推進事業388万4,000円につきましては、先ほど歳入のところで御説明させていただきました事業不執行による海岸漂着物処理業務委託料の皆減でございます。

続きまして、次ページ、2目塵芥収集費のごみ収集費244万2,000円の減額につきましては、指定ごみ袋製造業務委託料の入札差金であります。

なお、指定ごみ袋につきましては、今年度は45リットル袋、45万枚、30リットル袋27万5,000枚、15リットル袋15万枚作成しております。

次の資源ごみ収集費184万2,000円の減額につきましては、梶賀地区に設置しました紙類の常設ステーション設置手数料8万8,000円の減額と、備品購入費175万4,000円の減額であります。

なお、備品購入費の減額内訳としましては、常設ステーションの差金8万円と、一般廃棄物の収集車両3トンリフト車でございますが、入札差金167万4,000円となっております。

続きまして、3目塵芥処理施設費のごみ処理費616万4,000円の減額についてであります。委託料404万9,000円の減額につきましては、清掃工場におけるダイオキシン類等測定検査業務委託料93万円の減額のほか、記載の金額は、全て入札差金の確定による減額でございます。

工事請負費211万5,000円の減額につきましても、二次灰出しコンベア更新工事、1号炉誘引通風機シャフト交換工事、灰バンカー壁更新・カーテン取付工事の入札差金となっております。

次の資源ごみ処理費5万2,000円の減額につきましては、公用車購入費の入札差金であります。

続きまして、38、39ページをごらんください。

2目環境調査対策費の環境調査対策事業74万円の減額につきましては、賀田、三木里、尾鷲局、3カ所の大気測定局定期点検業務委託料の入札差金による減額でございます。

それでは、債務負担行為補正の可燃ごみ・資源化物収集運搬業務につきましては、委員会資料により担当より御説明させていただきます。

○福屋環境課長補佐　それでは、可燃ごみ・資源ごみ収集運搬業務委託について御説明いたします。

資料1をごらんください。

収集運搬の業務概要について、可燃ごみ収集運搬業務は、可燃ごみとして尾鷲市指定ごみ袋に入れられたものを日曜日以外の祝祭日に関係なく、週6日、月曜日から土曜日まで該当する地区の収集を行い、尾鷲市清掃工場に搬入する業務であります。

また、資源化物収集運搬業務は、資源化物の紙類、缶類、ビン類などを、土曜日、日曜日以外の祝祭日に関係なく、週5日、月曜日から金曜日まで該当する地区の収集を行い、尾鷲市指定取引所または尾鷲市清掃工場に搬入する業務であります。

尾鷲市指定取引所というのは、尾鷲市が収集した資源化物、紙類、缶類を直接業者に搬入する場所となります。

次に、債務負担行為の限度額でございますが、4億1,166万3,000円、税込みとなっております。

業務委託期間として、2019年度から2021年度までの3年間、入札方式といたしまして、競争入札を予定しております。

今後のスケジュール案でございますが、平成30年12月中旬に説明会及び入札参加資格審査を受け付け、平成30年の12月の下旬に入札参加資格審査後、指名通知を発送、翌年、平成31年1月中旬から下旬に指名競争入札を行い、契約を締結したいと考えております。

平成31年3月、業務の引き継ぎというのは、入札によって現在の委託業者と変わった場合、業務の引き継ぎということが発生しますので、3月を業務の引き継ぎ期間として見ております。

平成31年4月から業務の開始となっております。

次に、現在の契約内容についてですけど、契約額、3年間で2億9,160万円、税込みとなっております。

契約期間としては、平成28年度から平成30年度までの3年間、契約先としては、山信運送有限会社様です。

入札方式としては、指名競争入札で行いました。

説明は以上です。

○南委員長 補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○楠委員 今の資料1のほうの説明の中で、新年度から債務負担行為限度額が4億1,000万、ところが現契約が2億9,000万と。この1億2,000万の開きって、どういう内容ですかね。

○竹平環境課長 これにつきましては、28年度から30年度3カ年ということで、前回の予算額としては2億をやっぱり超えておりました。それで、入札の前回の請負率を見てみたんですけども、67%という請負率でございます。

○楠委員 そうすると、67%の額でできるのであれば、今度新年度のほうの組み立ても、それなりの計算で行けば、現在の契約の近似値になるんじゃないんでしょうか。

○竹平環境課長 設計の話になりますけれども、基本的に、前回は4億3,500万程度でございます。それで、今回についても、やはり下げたいということもありますので中身は精査をさせていただいたんですが、市として業務の考え方として設計を組んだ場合の4億1,000万程度になってしまうと。あとは、そういう形で入札でということなんです。

○楠委員 入札である程度結果が見えているときに、新年度の積算で、やっぱりおかしい、ちょっと違うなというところは組み立てを変えて、やはり、4億を目指すんじゃないかと、落札比率もあるんでしょうけど、ある程度の金額、仮にすれば、3億ちょっと超えるとか、そういう数字に変わっていくんじゃないかと思うんですけども。

○中世古環境課主幹兼係長 今回、積算した内容につきましては、前回と同様に三重県の共通単価の労務費を積算基準にしております、前回に比べますと10%以上の増額というか単価が上がっております、金額的には前回よりは安くはなっておりますが、内容的には増加傾向にございまして、そちら辺のほう、単価採用させてもらっております。

○南委員長　　よろしいですか。

○濱中委員　　私も同じような思いがあったので手を挙げさせてもらったんですけども、例えば、これ、前回、1億以上の入札の中で下げてこられたということは、設計をしたのと、業務結果としてね、これだけ安いことに何か支障はありましたか。

○竹平環境課長　　当然、業務においては何ら支障はございません。

それで、やはり、今回のこの件についてもそうなんですけど、やはり人件費というのが大まかな部分を占めていまして、それについては、やっぱり設計単価を三重県の人件費単価を使ってしますと、やはりこういう形になってしまったという形でございます。

○奥田委員　　これ、あれですね、3年前も僕、今、思い出したんですけど、高いやないかという話が出て、確か設計の何か仕様書やなかったかな、何か出してもらいましたよね、後でね。3年前、確か出してもらうて審査した覚えがあるんやけれども。結果的には67パーでしたか、安くなったので、今回もできるだけそういう数字になればええなと思うんですけど。

それで、この指名競争入札ということですけど、何社ぐらい指名するんですか。

○福屋環境課長補佐　　前回4社指名いたしました。

○奥田委員　　じゃ、その辺ね、できるだけ安くなるように、まだちょっと思っていますけどね。

それで、もう一点、ちょっと予算書のほうで1点ちょっとお聞きしたいんですけど、さっきの海岸漂流物の補助金のカットの件なんですけど、何か15ページを見ると三百三十何万になっていますでしょう。それが、35ページを見ると三百八十何万かで、その8割かな、県が310万6,000円かな、なっているんですけど、その辺、ちょっと数字のからくり、ちょっと教えてもらえませんか。

○竹平環境課長　　入のほうにつきましては、これ、総務課の漂着船3隻分が入っております、その分が19万8,000円。

○奥田委員　　19万8,000円、入っておるんか。

○竹平環境課長　　総務課分がございます。

それで、総務課分の漂着船も、県としてはその分も大丈夫だということで、28年度から、本当に大丈夫かということで協議は実際のところさせていただいたんですが、それで、29年度にちゃんと要望額としても、うちも精査して出させていただいてオーケーだったんですけども、今年度の事業計画の申請の段階で、ちょっと認められないと。環境省と三重県のやりとりなんで何とも言えないんですけど

も、そういうふうな結果をちょっと回答を受けてしまったということでございます。

○奥田委員　　そういうことですね。19万8,000円、僕は合わないなと思ったもんで質問したんですけど、19万8,000円は別なんですね。船の漂着物に対する補助なのかな、その処理をする。

○竹平環境課長　　本来、海岸漂着物ですので、よく島とかで使われた外国から流れ着くようなああいう漂着物ということで本来処理するんですが、我々としてもやっぱり総務課にはやっぱり海岸漂着物として、船とかの海上保安庁とかが引き揚げてきた船を処理せんなどということもございまして。

それで、我々としては不法投棄の分で海岸が汚れている部分について、その部分で、こういう10分の8の事業なんで何とかできないかということで、ちょっと相談を28年度ぐらいからかけておったんです。その中で、堤防よりも向こうなので、またそういうことであれば対応できますよということの確認もちゃんとした中で行ったんですけども、ちょっと今回こういう残念な結果になってしまって。まだ、何とか考えないかんですけれども、また、なかなかこういう有利なものはないので、人力でできるところでやればいつもするんですけども、なかなか重機をちょっと入れなかなかなと思っていましたので、ちょっと手つかずになっていた、また、住居からちょっと離れていますので、ちょっと手つかずにしておったんですけども、また、その辺含めて、また再度検討したいというふうに考えております。

○奥田委員　　最後にしますけど、あとは、これもちょっと須賀利の人は納得しておるのかな。須賀利に当然話していますでしょう、不法投棄の分、県とも話をして、やれるんですよという、補助金が8割ついてね、できるんですよという話はしていると思うんですけど、こうなって、久しぶりですね、こういうのね。以前、僕、思い出したんやけど、水道部跡地へね、僕、執行部におったときに、前伊藤市長のときにつくという話で、あそこね、直すのに三百何十万かの。つかなかって、僕がそれを削除したら、議員の皆さん、怒って、一旦予算つけたんだから、執行せえという話で、6,000万の予算否決されたことがあったんやけれども。

今回どうなんですか、もうこれもやらない、一旦もうこれ取り下げるということなんですけど、一旦上げたんだから、須賀利の人なんかにしたらね、一旦予算上げてくれたんではないかという話になると思うんやけれども、どうですか。そういうね、ちょっと県もおかしいですね、それね、そういうことを約束しておきながらというのは納得行かない部分もありますけど、どうですか。

○竹平環境課長　　本当に今回の予算については、大変申しわけなく思います。

ただ、言いわけになるのであれなんですけれども、実際に本当に使えるかどうかということもありましたので、この辺については、実は28年の結構前から、早い段階から県のほうには相談をさせていただいておった件でございます。

ただ、須賀利地区の方には、また、これからちょっとまた区長さんのところに行かないかんですけれども、また再度ね、また現場を確認しながら、どういうことができるのかということをやっと踏まえて、ちょっと対策を、今までちょっとなかなか手をつけられなかったもので、こういうものでできないかというちょっと計画を立てておったんですが、また再度ちょっと考え直しをさせていただきたいというふうに思っております。

○三鬼（和）委員　同じくこの件でなんですけど、当初予算で質疑をしておるので、質疑のときには三重県海岸漂着物等対策事業補助金、80%を借りられるということで、三重県との協議の中で対象となることから申請を行う予定でございますと答弁しておるんさね。それが、また国との対応ということがあったんですけど、県としても、もう少しこれは市町からの相談に基づいて、その時点で、きちっと三重県自体が情けない返答をしておるといような状態なので、やっぱり県にもこれは強く言わなくちゃいけないんじゃないんですか。

これは、いつわかったんですか、こういう状況というのは。

○竹平環境課長　計画自体の申請は6月にしておりますので、その以降、8月ぐらいから、また、うちのほうも県に行かせていただいて、担当者のほうとも協議は当然させていただいておりますので、その辺について、県としてもね、やっぱり申しわけないという部分も当然ありましたので、ちょっとその辺を含めて協議を、その後も秋もさせていただいておったんですが、今回こういう形を決定させていただいたということでございます。

○三鬼（和）委員　国と協議の中でって言いますけど、原資自体は、三重県、県の支出金になっておるので、こういった環境の部分を除いても、別の同類の補助金とかそういうのは、なかったんですか。

○竹平環境課長　なかなか不法投棄対策とかという部分については少ないですので、今回も場所限定みたいな形で協議をさせていただいたところがございます。

○三鬼（和）委員　同時に、離島ということがあったので、三木里海岸の漂流物なんかも適用にならんのかと聞いた経緯があるんですけど、そういったことも踏まえて、やっぱり、海岸線、県の管理というところも多々あると思うので、やっぱり、もうちょっと柔軟性持って対応できるような補助金がないのかとちょっとお願

いしてみるとか考えてもらうようにも努力してもらいたいなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○竹平環境課長　やはり、こういう事業につきましては、有利なものを探さなければなりませんので、またその辺は、県の環境室とも相談をさせていただきながら何とか対応はさせていただきたいと。少しでも経費を抑えながら、こういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○南委員長　他にございませんか。

○野田委員　最初の債務負担行為の限度額、ちょっとまた再度確認するような形になるんですけども、この4億1,166万3,000円というのは、いろんな積算してこういう価格になると。そして、今、課長のほうが、入札の金額によって、減額というんですか、ことが可能性あるということでしたんですよね。どうですか。

○竹平環境課長　入札は結果ですので、結果でそういう減額とかそういうことが生じれば、当然、今回の当初予算には間に合わせていきたいというふうに考えております。

○野田委員　ということは、一般のこの指名競争入札において、最低入札価格ですか、そういうのを明示してということによろしいんですね、通常どおりのね。

○竹平環境課長　今回お示しさせていただいたのは限度額でございますので、この予算の範囲内での入札行為を行う中で競われるということになります。

○野田委員　以上です。

○濱中委員　前回するときにも聞かせてもらったんですけど、やっぱりこのプラスチックごみの処理がすごく困ってきているという中で、今回この業務委託をする中に、そこらあたりは反映しなければならないような状況はなかったですか。

○竹平環境課長　今回については、プラスチック処理類については、今のところ、まだその影響は出ておりません。トン数にすると前回よりも10トン程度減り、120トン程度を見込むという形で今回お願いをしておるところでございます。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、その他の報告事項のほうに入りたいと思います。

○竹平環境課長　広域ごみ処理施設の11月の末に報告をさせていただきました。その件につきまして、他市町の状況、それも同じく各4市町が議会に対しての報告を行ったということで、一応電話連絡なんですけれども、どういう状況でしたかというこの確認事項だけ一点聞いておりますので、それだけ報告をさせていただき

ます。

11月29日と12月4日、2日間、紀宝町さんのほうでは議会に対して説明をさせていただいたという中で、特に反対の質問はなかったんですけども、ごみ処理施設は公設公営なのかという質問とか、中部電力の構内の中央部に位置するけれどもいいのですかという話、あと、バイオマス発電とこれは一緒にやるのですかというような質問があったということを知っています。

あと、御浜町さんにおいては11月30日に行って、特に反対の質問はなかったというふうに伺っています。ただ、地元の理解を得ていますかというような質問はありましたと。

12月3日、熊野市さんでは、報告の場ということもあって、特に反対の質問はなかったですよ。

12月3日、同じく、紀北町さんについては、しっかりと議会に相談しながら進めてほしいというようなことでしたということでした。

以上が報告内容です。

○南委員長 以上が4市町の報告でございます。

特に御意見のある方。

○楠委員 今の話の中で、11月30日、御浜町、地元の理解を得ているのですかということを、今、報告ありましたけど、基本的に、11月27日に一応常任委員会でも担当課のほうから資料説明がありましたけど、一応予定地という言葉を使っているんですけど、私、市民から結構言われるのは、決まったのかということを聞かれるんですよ。決定プロセスがどこにあるんだと聞かれるので、尾鷲市としては、この場所に決めたんだというのであれば、早いところ公報とか市長記者会見の中で、もう決めましたと、この後に市民の意見を聞くいろんな手続がありますと、あるいは、都市計画マスタープランにも位置づけしますということと言わないと、一部事務組合が決めるわけじゃないんですよ。事業としてはやるけど、都市施設としてどうするんだという話になったときに、何の説明もできないですよ。パブリックコメントを始めて、また市民の意見を聞かなきゃいけない、手続がもう山ほどあるんですけど、決定したなら決定したで、もう言わないと、ひっくり返ったとき、どうするんだという話が出てくると思うんですよ。その辺は、どうなんですかね。

○加藤市長 あくまでも5市町でお話しするということが最終段階であって、尾鷲市としては、この場所に選定したという話はしております。

○楠委員　いや、選定して、一応説明も候補地と予定地とかいう言葉を使っていますが、法定手続を進めていく上では、尾鷲市として、総合計画とか都市計画マスタープランの関係に、ここに位置づけの作業を進めていきますと言い切らないと、一部事務組合って、あくまで事業をする部門であって、各市町は、自分たちのマスタープランとか総合計画に尾鷲市の都市計画についても、各市の町のそういう総合計画にも、都市計画上、この位置にしましたという作業をしなきゃいけないんですよ。だから、その辺のところを、いろいろ住民にもしっかりその辺を説明していかないと、いつまでたっても、誰が決めたんだ、議会は何もしていないのかという話が出てくるので、その辺のちょっと意思表示を明確にしてほしいなと思うんですけど。

○竹平環境課長　基本的には、今、お示しさせていただいているのは、候補地を選定しましたということで、2月以降、ずっとこういう説明をさせていただいております。

それで、多分、楠委員さんがおっしゃられておるのは、当然都市計画の変更であったり、そういった作業が当然必要になると。当然それは必要になるかと思えます。

それと、あとは、5市町として、当然そこの位置の決定というものも当然必要になってきます。

そういったことも含めて、まず、位置の決定をするには、準備会を踏まえて、今のスケジュールでこの間示させていただいた中では、4月に準備会をすれば、12月に位置とかそういったものを定める条例の提案という形になりますので、その時点で基本的には、まず、一部事務組合の設立について、そこの中に位置も入ってくるというふうな形になるかというふうに思っております。

○楠委員　ちょっと気になるのは、事務組合はあくまでも事務組合であって、組織としてなるのは、必ず一つの行政体になるには、事務組合終わった後の形ですから、その前の話というのは、やはり、尾鷲市につくるのはつくるのでまたいいんですけど、そこの手続を市としての考え方を示しておかないと、住民説明は、当然あるわけですよ。一部事務組合が住民説明するわけじゃないんですよ。法定手続はやるかもしれませんが、位置についての説明をしっかりやっておかないと、今言ったように、準備組合で決めました、何で勝手に決められるのよという話を住民から言われたときに、どういう説明をするのか。

それと、あと、今言ったように、パブリックコメントとかいろんな手続をしていく中で、とんでもないよという話が出てきたときに、どう対処するのかって、そう

いうところもちろんとリスクマネジメントをしておかないと大変ですよというのは、いろんな市民の方から、議会が何も言わないで決まっているのかよという話がいっぱい出てきちゃうんですよ。

○竹平環境課長　実際にこのまま進んで、楠委員さんがおっしゃるには、当然、パブリックコメントとかそういったものを求めたときにひっくり返らないように、きちんと今から手続を、その辺を含めてしなさいということなのかなという意見であると認識はしております。

その中で、一応環境課といたしましては、これまで選定した中で、じゃ、そのこの位置について、発電所構内ということで選定を当然しておったので、そのこのどこですかということも含めて今後やりたいということを議会のほうに御説明させていただいた中で、今回、位置については、3点ほどあるこの位置で進めさせていただきたいという説明をさせていただいたという認識しております。

○楠委員　であれば、私たちも報告を聞いて、この位置で進めたいということであれば、基本的にひっくり返るかとかそういう話じゃなくて、今後は、候補地なんだったら、この前も言ったように、幾つかあったうちのここなんですよということですね。それぞれを今のうちに、市長なり、行政、執行部がしっかりと市民に、ここに一応、これからの検討は全てこの場所に区域に決めましたということをはっきり言っていいんじゃないですかね。その後に、一部事務組合とか準備組合とかというところで細かい議論をしてもらえばいいだけの話ですから。そうしないと、都市計画の話とか総合計画の話のところに行かないと、みんなよく絵に描いた餅とは言うけど、それに基づいてやっていかないと、仮に補助事業なんかを受けるときに、マスタープランにも何にも書いていない何はしていないわじゃ、全部自腹でやるようになるんですよ。そういうところも考えて、私、言っているのは、リスクマネジメントは、市民にもいろんな意見を聞かなきゃいけない機会が2回も3回もあるわけですよ。それらを踏まえて、ちゃんと決定プロセスを明確にしたほうがいいんじゃないかということは、市長として、あるいは市として、ここにもう一応決めましたというぐらいのことを言っていないと、何か中途半端になってしまうんじゃないかというふうに思うんで。

以上です。

○南委員長　答弁はよろしいんですか。

○楠委員　結構です。

○南委員長　要らない。

○奥田委員　いや、僕も、楠委員の言われたこと、同じなんですけどね、これ、尾鷲市につくるんでしょう。尾鷲市、それも大事業ですよ、66億、今、これが、もう熟利用どうのこうのって、もう僕は100億ぐらいかかってくるんじゃないかって自分で思うておるんですけど、大事業で5市町でやる。

さっきのね、墓移転の話もそうやけれども、やっぱりそこの住民の方々の同意って僕は必要やと思うんですよね、最低限ね。尾鷲市につくるんですから、尾鷲市の同意というのは、僕、必要だと思うんですけど、それを5市町でつくるんだから5市町のテーブルへぼんと投げてしまう、これが、僕は、行政手続として本当にいいのかと。

それで、これ、過去をちょっとひもといていくとね、2月7日付の地元紙に僕はたどり着いたんですよ。1月1日の記事もあるんですけど、地元紙を見ると。もうこれ、火力の写真、ぱっと載せていたんですよ、一部地元紙ですよ。

これ、2月7日の記事を見るとね、もう尾鷲市は、ですよ。尾鷲市は、東紀州5市町で進める広域ごみ処理施設の建設予定地として中部電力の了解を得て6日までに三田火力発電所構内と決めたと。尾鷲市は、もう決めたといいふうにここに断言して書かれたもので、僕らもびっくりしたんですよ。決まったんかいと。地元紙なんて、本当に皆さん、これ、事実を書くでしょう。それで、市長もね、地元紙も広報やと言われたこともあるけれども、これ、本当に事実書きますよね。事実ですよ、これ、尾鷲市が決めた。住民の方々、これを見て、知らん間に決まったなど。僕らが決まっていないうて言うても、いや、決まったって新聞に出ておったやろうと言われてしまうんですよ。これがスタートなんです。これがスタート。これ、尾鷲市が決めると。これ、見るとね、建設予定地は、尾鷲火力構内の南西側とされている、南西側。その写真まで出ておるんさね、これ。僕ら、11月27日に初めて報告を受けたけど。もう、この時点で決めていたんですか、市長。

それと、これ、おかしいですか、尾鷲市が決めた。これで合っているんですかね、市長。

○加藤市長　まず、2月7日のその新聞ね、うちが発表したものではないです、これは。もう皆さん御存じのとおり、じゃないです。私たちは、要するに、尾鷲市は、中部電力の構内で建設候補予定地として選定していると、決めたんじゃない、選定している、選んでいるという話です。

○奥田委員　それだったら、訂正入れなあかんのじゃないですか。訂正入れなあかんのじゃないですか、それだったら。これを見た人は、もう決まったんじゃない

かってとりますよ。建設予定地として、もう尾鷲市が決めたって書いてあるんですからね。だから、みんなびっくりしたんですよ。市長が、言うまで、一建設候補予定地として選定しただけやというんだったら、この時点で訂正入れなあかんじゃないですか。違いますか。なぜ訂正入れなかったんですか。えらい影響力ですよ。

○竹平環境課長　　済みません、確かに訂正は、そのときにちょっと入れてはおりませんでした。確かに、それが出たことで、ほかの市町からの対応とかも当然出ましたので、その辺も含めてちょっと対応はしておったんですけども、ちょっとその辺は訂正は入れていなかったです。

○奥田委員　　それはね、大きなミスですよ、大きな、これは。もう皆さんね、これ、事実を書くでしよう、信じますでしよう。こうやって書いたら、もう尾鷲市が決めたんや、もう決まったんやと思ってしまうですよ。だから、市民の方々は、もう決まったことやろうて言うて、しゃあないな、決まったんやったら、しゃあないと。議会は何やっているんだ、やっていたんだということになるわけなんですよ。訂正入れるべきですよ、そのときに、そうじゃなかったんなら。

それとね、これ、本当にすごい影響力ですよ。新聞にこれだけ書かれるということは。

それとね、これまで、僕、今、2月期以降、ずうっと振り返って思うと、報告です、報告ですということ、ずっと報告なんですよ。事後報告もありました、二、三ね。報告です、報告です、僕ら、意見を言えなかった。もちろん承認もしていないんですけどね。そういう形で、もうこれ、どんどん進んでいく。一建設候補予定地ですと。一建設候補予定地というのは、熊野市や紀北町や御浜町や紀宝町が言うことやったらわかりますよ。尾鷲市につくる上でね、尾鷲市が、いつまでも建設候補予定地というね、そういう単語を使って、そういう言い回しをするのは僕は間違っていると思うんですよ。これ、熊野の人が言うんだったら、わかります、紀北町の人が。尾鷲市が、尾鷲市長が、いつまでも建設候補予定地、尾鷲市が決めたん。尾鷲市につくるんだったら、これはやっぱり尾鷲市として同意をきちっとして、議会としても、最高意思決定機関の議会の同意を得るべきですよ。僕は、きょうも、もう、同意をまず、承認をとってほしいなど、採決とってほしいなどという気がしておるんですけど、やっぱり今のこのやり方というのは、さっきの空き家バンクの条例制定もそうやけれども、報告したらもうええんやみたいだね、議論も何もできないような。もう、今、尾鷲市議会が最高意思決定機関じゃなくて、報告機関に成り下がっているんですよ。報告だけ、受けるだけ。行政手続がむちゃくちゃになって

いるの。耐震のやつもそうですけど、市役所の耐震もそうですけどね。もうくちやくちやですよね、市長。これ、採決ぐらいとりましょうよ、採決。

○南委員長　　奥田委員さんはね、下請けみたいな議会のような言い回ししておりますけれどもね、議会は議会として、きちっとした地方自治法に基づいた制約もありますし、決して執行部の追認機関ではないことを明確に申し述べたいと思います。当然のことです。

○加藤市長　　私どもの執行部としましても、議会に対しては、情報共有というものの、こういう観点から、一応考えられる範囲内で手順を踏み、十分私は説明させていただいていると、もう、そういうふうにして認識しております。

○奥田委員　　いや、十分説明していますか。市民にもちゃんと説明していますか。僕、10月29日の、29日だった、26日だったかな、矢浜の説明会、住民の、僕、テープとっていますけど、聞きますか。聞きますか、市長。1時間余り、これ、もう全部反対意見、厳しい意見ばかりですよ、賛成意見なんか1個もないんやから。ずっともめていたんですよ、1時間。僕らに対しても、説明した、説明って、報告だけじゃないですか、議論もさせてもらえずに。これが丁寧な説明って言うんですか、市長。こんな行政手続が。むちゃくちゃじゃないですか、報告機関ですよ、僕は。情けないですよ、今の尾鷲市議会、僕。情けない。報告機関に成り下がっているもん、もう。本当に、今、委員長は否定したけれどもね、本当にただの追認機関じゃないですか、そんな。

○南委員長　　いや、追認機関になっていません。

○奥田委員　　議会なんて要りませんよ、これ、本当に。僕は、採決とってほしいんですよ。最低限きょうでも。市長、本当に、これ、丁寧に説明していますか。

○加藤市長　　矢浜のほうにつきましては、私はほかの公務がありましたものですから副市長以下で行ったんですけれども、一応、報告を受けておりますのは、その中で8名御出席いただいて、2名が反対されて、3名の方が御意見をいただいたと。3名の方は御意見をいただいただけで、反対意見ではないと。実際、8名中2名が反対をされたと、そのように伺っております。

○奥田委員　　じゃ、聞きますか、これ。後で聞かせてあげますよ。それが、僕は、環境課長もね、そういうふうな報告をするのは間違っていますよ、これ。全部反対意見じゃないですか。1人の方はね、近いからええわって言っていました。でも、帰りなんかでもね、しゃべらなかつた方も、尾鷲だけやったら、まあ、しゃあないなど、尾鷲のごみだけは。それ、365日、24時間、ほかの市、4市町のやつも

燃やすんやということで、それは絶対許さんと、ぼそぼそ言いながら帰られましたよ、言わなかった方も。大変厳しい意見でしたよ、これ。それが市長に伝わっていないんですね。市長、後で聞かせてあげますよ。僕、市長室へ行って。

だからね、正確な情報を上げないと、副市長もおったんだから、そのとき。ちゃんと情報を伝えないと。議会だって、これ、議論もさせてもらっていないんです、僕ら。これで突っ走るんですか、市長。もう、こんなやり方でええのか。もう1月、これ、首長会議やるんでしょう。もう4月事務組合入っていく。もう既成事実だけ、これ、報告した、報告した、報告したで済んで、その既成事実だけで済まされて、この新聞に、2月7日、一部地元紙がこのことを書いても訂正も入れんと、訂正も入れんとですよ、こんな大事なことを。これでみんな誤解してしまったんだから。訂正も入れないでね、議会にも議論させない。こんなやり方で進めていくんですか。

○南委員長 課長、先ほどの矢浜の住民説明会の中の意見というんですか、市長は（聴取不能）に行っていたけど、もう少し明確にお答えを願いたいと思います。

○竹平環境課長 住民説明会に参加された方は8名でございます。それで、これについて大まかに意見を言われた方が3名。その中で、住民1人の方については、大体設置場所がなぜ尾鷲なのかというような当然意見がございました。あと、風評被害の話。確かに、そういう意見がございました。ただ、尾鷲だけでしたらええと。ほかの市町からごみを持ってくること自体に対する意見ということでございます。

もう一方についても、何で尾鷲なのかというような意見で、それについても、ほかの市町から持ってくるごみ、そういう意見が2名の方からございました。

もう一名の方については、何で尾鷲にしたのかということの説明がちゃんとなされていないという意見と、あとは、ごみの入れ方ですね、特にプラスチック類の話でしたけれども、そういったものの分別とかがきちんとそろっていないところがあるので、そういうことをきちんと調整してほしいというようなことの3人の方の意見があったと思います。

○南委員長 もう簡潔にお願いします。

○奥田委員 でもね、ずっと、これ、ずっと厳しい意見なんですよ、これ、ずっと。3人だけじゃないですか、5人言うて5人とも厳しかったし。あと、帰られた、意見言わなかった3人の方の2人のうちもね、もう帰りは、これ、絶対あかんと言うて帰られましたよ。だから、こういう議論を無視してね。

だって、逆転層の話も出ていたでしょう、課長。だって、何で、あそこの煙突が230メートルあるのか。逆転層があるんでしょう、これ。だから、これ、尾鷲市

とか、すり鉢状になっておって、空気がたまるんですよ、ここにね。だから、230メートルあるんじゃないかという話をしていましたでしょう、逆転層の話。だからこそ、できるだけそういうことがないように山側につくってくれという話が出ていましたでしょう。

(発言する者あり)

○奥田委員　　そうそう、できるだけな。

だから、そういう逆転層の話も出ておってね、それで、水産業も、これは風評被害、壊滅になるぞという厳しい意見出ていましたよ、これ、本当に。

それで、ダイオキシンとか、ダイオキシンはね、いろんな環境問題あるでしょう、窒素化合物、そういう話も出ておったやないですか。厳しい意見が結構ずっと出ておるの、これ、市長。そういう意見を無視してね。反対、実際、反対2人でした。だからいいんですみたいな、それはね、それはあれですよ、独裁政治やと言われてもしょうがないですよ、これ。おかしくないですか。これね、僕、ちょっとだけね、あと1分だけ、済みません。尾鷲市史持ってきたんですけど、僕ね、これ、昭和46年に書かれた伊藤良さんが書いたやつですよ。このときにね、言うておるのはね、このとき、もう本当に皆さん高度経済成長ですよ、もうすごい時代ですよ、火力ができて、いけいけどんどん。その中でも警告鳴らしておるんですよ。この、現在の躍進は異常なものだと。異常なものだと。それで、市政を担当する者としてはね、きちっと将来を見据えて、市民の方々の願望、一つずつ実現していかなきゃいけないと、そういう中で、尾鷲市の総合基本構想かな、総合計画というものをきちんとしてつくりましょうよと。それは、45年の3月につくったけれども、そういうことをきちっと皆さんのためにね、これ、計画示した上で今後もやっていきますということをやったっておるんですよ。これ、もう、50年近く前に、こういうことを言われておるんやわ。伊藤良さん、すごいなと思うんやけれども、今のことを僕は予見しておったんじゃないかなと思うぐらい。当時、こういうことを言うたらね、お前、あほかと言われたと思いますよ。何を言うもんねんと。多分相当言われた、バッシングあったんじゃないかなと思うんです。でも、そのとおりになってきたんじゃないかなと僕は思うんですよ。

だから、市長、その辺のことを見据えてね、やらない。これは暴挙ですよ、本当に、僕は一般質問で言うたけれども、この行政のやり方は。

○加藤市長　　まず、市民の皆様が、そんなに反対が多いという認識は、私はありません。今までも、矢浜、公対協の話とか、あるいは、向井の地区で出席して説明

をさせていただいて、皆さん方は、反対意見というのは、私、記憶にないんですよ。
矢浜と、何だった。

○南委員長 向井。

○加藤市長 向井とね。

その後も、各市町の市長懇談会の中で、広域ごみ施設がこういう感じで我々は考えているというような説明をさせていただいて、それで、8月1日号の広報おわせに載せさせていただいて、尾鷲の方向性はこうだと。でも、これは、最終的には5市町の首長で協議するから、尾鷲市としては、ここでやりたいけれども、これを要するに私は決定なんて言っていません。だから、選定しているということを行っているわけ。

○奥田委員 委員長、1分だけ、済みません。

○加藤市長 でね、もう一つ申し上げたいんですけどね、環境というのは、昭和46年時代と、今、昭和で考えたら93年、それから47年、環境に対する国の姿勢とか方針というのは全然変わってきておりますし、環境アセスメントというもうきちんとしたそういうものができていますし、我々としては、今回のごみ処理施設をつくった場合に、環境に対する大きな影響はないと考えております。

○奥田委員 委員長、言うことあった。1分だけ。

○南委員長 1点だけ。

○奥田委員 それだけ自信があるんやったら、もう尾鷲市が決めましたってはっきり言うたらええじゃないですか。それを説明会でもね、一建設候補予定地なんですよと、そういうようなね、これ、薬缶の絵を描いてですよ。

○加藤市長 あくまでもですね、この……。

○奥田委員 薬缶の絵を描いて何にも問題ないんやというのは、これ、365日、24時間、出し続けるんですよ。本当にあそこでええのかということ……。

○南委員長 答弁聞いてください。

○奥田委員 市民の方にきちっと説明していますか。

○加藤市長 あくまでも、この事業は、5市町で事業をやるわけなんです。5市町で事業をやる以上は、5市町の協議でもってやらなきゃならない。そのときに、尾鷲として、一応場所を選定したと。これは、きちんと言いますよ。

○奥田委員 いや、選定したんだら。

○加藤市長 その中で協議するんだと思っています。

しかし、それはね……。

○奥田委員 いや、選定なら、議会に同意とってくださいよ。

○加藤市長 私は、そういう考え方持っています。だから、手順というものは、やっぱり大事だと思っています。

○奥田委員 手順、踏んでいないから言っているんですから、踏んでいないから踏んでいないじゃないですか。

○南委員長 もう、奥田委員さん、ちょっととめてください、言葉を。

前回も述べたことなんですけれども、広域ごみ処理の問題は、平成24年から当時の尾鷲市長が5市町に提案をして進めてきた事業でございます。やっと6年の経過を経て5市町が一つのテーブルにつく方向で、今、至っておるのが現実でございますので、当然、尾鷲市へ立地する以上、尾鷲市の責任というのはね、大きなものだとも僕も理解はしております。

ただし、市長が述べたように、全てのね、大方の市民が反対云々じゃなくて、もっとこれからもね、市民に理解をしていただく。

ただ、ごみ処理施設というのは、当然、迷惑施設であっても、市民としたら絶対に必要な施設だと、市民的にも皆理解をしておる……。

(発言する者あり)

○南委員長 そうですね。

○奥田委員 いや、僕は、目に見えん山側でええじゃないですかと言うておるだけ。

○南委員長 大事な問題ですので、これからの問題は5市町の中で進めていただく方向。それから、我々も尾鷲も議会の議決事項としてね、必ず予算編成なり、いろんなことで場面場面が出てくると思いますので、そのときに態度を明確にすれば私はいいと思っております。

○奥田委員 だったら、委員長ね、採決をとらないなら、最低限ね、議員の皆さんの今の意見を聞いてくださいよ、今の時点の意見を。そのぐらいは、あっていいんじゃないですか。尾鷲市につくるんだから。

○南委員長 当然、市長も議会も、議会報告会なり、市長も懇談会の中で、いろんな意見は聞いておると私も認識はしております。

○奥田委員 いやいや、議員皆さんの意見、一人ずつ言うてほしいけどね。

○南委員長 ただ……。

○奥田委員 僕は、よう責任持たんですよ、これ。これは、このまま行って何年後かに……。

○南委員長　　ちょっと奥田委員さん、聞いてください。

ただ、今の説明の中で、矢浜地区、向井地区の説明があつて、市長も同席をしていただいて、僕、向井地区のことなんですけれども、僕も地域の説明会へ同席をした中の限りでは、もう反対の意見が、火力の構内についても反対の意見がほとんどなかったと理解をしております、僕のところの向井地区の場合ね。いろんな意見がね、ありましたけれども。

○奥田委員　　いや、違うと思うんですけどね。

○南委員長　　向井地区の場合ですよ、僕が言うておるのは。

○奥田委員　　でも、こんな薬缶の絵を描いて、説明しておるんですよ。

○南委員長　　その問題については、もう……。

○奥田委員　　薬缶ですか、あれは。

(発言する者あり)

○奥田委員　　これ。薬缶じゃない。こんなきちっとした説明、しておらへんじゃないですか。

○南委員長　　課長、あれですか……。

○奥田委員　　それで、政策も、二、三示してあげたらええやろう。

○竹平環境課長　　環境保全の説明については、2月16日に議員の方にも御説明をさせていただいたとおりでございます。

○奥田委員　　だって、それもあれや、あれというかな、委員長、単なる報告で終わっておるやないですか、意見言わせんと。

○野田委員　　ちょっと話を整理して、そら、賛成、反対は、とってもらっても結構なんですけれども。

○奥田委員　　それ、とろうや。

○南委員長　　今、とれる状況じゃありません、全く。

○奥田委員　　とりましょう。

○野田委員　　それは別として、話整理しますと、候補地として決めたということに対して、議会のほうは、そういう方向でということに来ておるわけですよ。

○奥田委員　　でも、しとらへんもん、俺、しとらへんで。

○野田委員　　それは、来た中で。

僕は何を言いたいかというと、どの段階で、やっぱり市長のほうが、もう候補地から、2市3町の首長の意見というか、賛成反対はあるでしょうけれども、それでまとまった段階で、やっぱり市長のほうから、ここでやりますということ、そこ

できっちりと決めたほうが、逆に。僕は、だらだら行っているというわけじゃないけれども、思っていないけれども、やっぱりどこかで線を引いてしたほうが、よりすっきりするのじゃないんかという気持ちがあります。ですから、その中で、あそこをつくるにも、景観と浸水域だから、それを100%、重点的に考える中で、そこも候補地から決定する方向にあるということですよ。どうですか、その辺は。

○加藤市長　あくまでも、尾鷲市は、こういう方向で進むと、尾鷲市としては、この地に選定いたしましたと、これをもって、要するに5市町の協議に臨みますと。今のところ、課長から説明がありましたように、5市町では、ほとんど異論はなかったということで。それを決定したとかね、断言するということは、今はできないんです。協議の中で、5市町が協議して、最終的にここで行きましょうかというのが出るんですから、私たちは、それは言えません。

○南委員長　そのとおりです。

○奥田委員　それがおかしいですよ。

○南委員長　このごみの問題は……。

○奥田委員　委員長、それはおかしいですって。

○南委員長　これで終わります。

○奥田委員　それがおかしいんですって。

○南委員長　終わります。

もう後は、もう、この予定のスケジュールに基づいて、5市町の首長会議。

○奥田委員　だって、委員長、熊野市や紀北町がですね……。

○南委員長　いや、もう説明が終わっております。

○奥田委員　反対するわけじゃないじゃないですか。ここだってもね、熊野市や紀北町につくるって言ったら、反対しませんよ。つくってくれるんですねと。

○南委員長　ここで暫時休憩します。

○奥田委員　それを、ほかの4市町が反対しなかったからといって、了解してもらった……。

○南委員長　再開は、2時20分からします。

(休憩　午後　2時07分)

(再開　午後　2時19分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、水産農林課の、まず、付託議案の説明をお願いいたします。

○内山水産農林課長　それでは、議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決につきまして、補正予算書第6号及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。通知します。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては、補正前の額1億232万3,000円に対しまして74万3,000円を増額し、1億306万6,000円とするものであります。内容は、1節農業費補助金74万3,000円の増額で、これは、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

続きまして、16款寄附金、1項寄附金、3目農林水産業費寄附金につきましては3,030万円を増額するものでございます。内容は、1節林業費寄附金3,030万円の増額で、これは尾鷲みどりの協会からの地域林業の振興を図るための寄附金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

予算書の40、41ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費につきましては、補正前の額420万円に対しまして74万3,000円を増額し、494万3,000円とするものでございます。財源内訳は、国県支出金の74万3,000円の増額であります。内訳としまして、19節負担金、補助及び交付金74万3,000円の増額で、内容としまして、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。これは、平成30年9月3日の台風21号による、市内において農業、農産物の生産・加工に必要な農業用ハウスが損傷された農業者に対して、当該施設の再建などに、復旧にかかった費用について緊急的に支援を行うものでございます。詳細につきましては、農林振興係長の湯浅より説明させていただきます。

○湯浅水産農林課係長　農林振興係長、湯浅です。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、被災農業者向け経営体育成支援事業の説明をさせていただきます。

まず、事業の目的といたしまして、平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号により日本全国で甚大な被害がもたらされたことで、農業経営の安定化に支障を来す事態となっていることから、被災した農業者に対しまして補助金を交付し、農業経営の維持を支援するものでございます。

事業概要といたしましては、平成30年台風21号により市内において農産物の

生産・加工に必要なビニルハウスなどが損傷された農業者に対しまして、当該施設の再建等の復旧にかかった費用につきまして、被災農業者向け経営体育成支援事業を活用して緊急的に支援を行うものでございます。

事業費といたしましては74万3,000円、財源内訳といたしましては、県補助金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金74万3,000円でございます。

助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額が74万3,000円となっております。それ、2分の1以内の上限額となっております。

以上でございます。

○内山水産農林課長 予算書の40、41ページをごらんください。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費につきましては、補正前の額2,845万8,000円に対しまして268万4,000円を増額し、3,114万2,000円とするものであります。財源内訳は、一般財源268万4,000円を増額です。

水産農林課に係る分につきましては、19節負担金、補助及び交付金の19万1,000円の減額でございます。内容は、林業活性化推進費の尾鷲林政推進協議会会費19万1,000円の減額でございます。これは、今年度の尾鷲林政推進協議会の事業でございます尾鷲ヒノキブランド化戦略推進事業費100万円の減額と、紀北町とのFSCグループ認証化に向けての尾鷲林政推進協議会会費で、FSC認証監査手数料として80万9,000円を増額で、差し引き19万1,000円の減額とさせていただきます。

尾鷲市と紀北町のエリアにおきまして、昨年、日本農業遺産に認定を受けたことを鑑みて、尾鷲林政推進協議会が窓口となりまして一括してFSC森林認証をしてはどうかというふうな動きが出てきております。そのような中で、紀北町も、町有林をFSC森林認証取得に向けて動き出しております。

本市においても、紀北町とグループ認証の変更に取り組んでいきたいというふう考えております。

まず、尾鷲市と紀北町がFSC森林認証を取得し、林業界への牽引役として尾鷲ヒノキのブランド化に努め、尾鷲林政推進協議会を中心に民有林周知PRを広めていきたいと考えております。

続きまして、予算書の42、43ページをごらんください。

3項山林事業費、1目管理費につきましては、補正前の額2,942万5,000円に対しまして33万円を減額し、2,909万5,000円とするものでございま

す。財源内訳は、一般財源の33万円の減額です。内訳としまして、12節役務費の80万9,000円の減額です。内容は、FSC認証監査手数料80万9,000円の減額で、これは、先ほど説明させていただきました尾鷲林政推進協議会が窓口となり、紀北町とFSCグループ認証に変更するためでございます。詳細につきましては、主幹の千種より説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長　それでは、委員会資料の2ページの資料2をお願いいたします。

FSC森林認証グループ化について説明させていただきます。

平成29年3月に尾鷲ヒノキ林業が日本農業遺産に認定されました。認定地における審査において生物多様性に配慮した取り組み等が評価されたことから、今後において、生物多様性に配慮した持続可能な森林であるFSC森林認証林の拡大を目指していくことになりました。

現在、FSC森林認証の種類としましては単独認証とグループ認証があり、尾鷲市有林については、単独認証を取得しております。

こういった状況の中で、まず、尾鷲市有林と紀北町有林でFSCグループ認証を取得することで、本地域における民有林に対する牽引役となり、勉強会等の普及啓発活動を行い、国際基準に適合しているFSC材への需要に幅広く対応できる体制を構築していき、他地域とのさらなる差別化を図り、付加価値の高い尾鷲ヒノキを目指し、林業界の活性化につなげていく計画であります。

以上であります。

○内山水産農林課長　予算書の44、45ページをごらんください。

5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費につきましては、補正前の額1,505万1,000円に対しまして15万8,000円を増額し、1,520万9,000円とするものでございます。財源内訳は、一般財源の15万8,000円の増額でございます。内訳としまして、19節負担金、補助及び交付金15万8,000円の増額で、内容としましては、浮魚礁利用調整協議会負担金2万4,000円、漁業共済事業負担金13万4,000円、合計15万8,000円の増額でございます。浮魚礁利用調整協議会負担金の増額につきましては、浮魚礁の利用登録漁船がふえたためでございます。また、漁業共済事業負担金につきましても、契約額がふえたためでございます。

続きまして、予算書の6ページをごらんください。通知します。

第2表の債務負担行為の補正でございます。

下から二つ目の三重県森林資源情報管理システム使用料につきましては、期間が2019年度から2021年度までの3カ年で、限度額が83万1,000円でございます。本システムは、森林法の一部改正した法律により臨時台帳制度が創設され、三重県において林地台帳を円滑に運用する目的で三重県森林資源情報管理システムを構築し、導入されました。本システムは、クラウドサービスにより、県、市町、林業事業体が共有することができるシステムでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、御審議よろしくお願いいたします。

○南委員長 水産農林課の説明は以上でございます。

補正予算に御質疑のある方は、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 別段ないようですので、それでは、その他の報告を求めます。

○内山水産農林課長 それでは、資料3の3ページをよろしくお願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○内山水産農林課長 担当のほうから説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長 それでは、資料3をお願いします。

平成30年度市有林主伐事業について説明させていただきます。

資料4ページをお願いします。

主伐事業の位置図となっております。場所は、早田町地内。面積4.2万ヘクタール、材積1,336立米となっております。

続きまして、5ページをお願いします。

市有林主伐搬出委託のフロー図となっております。

入札を8月7日に行い、契約額1,857万6,000円、期間については、8月8日から3月15日まで、本数につきましては、ヒノキ2,766本とスギ569本の合計3,335本です。8月より搬出準備にかかり、9月から、伐採、搬出、造材を開始し、10月29日の尾鷲木材市場での記念競り市より開始となりました。

続きまして、6ページをお願いします。

市有林の出材状況となっております。

10月29日の記念競り市では123立米を出材し、ヒノキの平均単価が立米当たり1万7,000円でした。

次の11月28日の競り市では287立米を出材し、ヒノキの平均単価が立米当

たり1万6,000円でした。

以上です。

○内山水産農林課長　　これまで、10月と11月、2回競り市にかけさせていただいております。

また、詳細につきましては、3月議会のほうでまとめて報告させていただきたいと思っております。

○南委員長　　ありがとうございます。

市有林の主伐状況について説明を求めました。

これについて、何かお聞きしたい点等があれば。

○楠委員　　この主伐のところで、今、一応2回これを見ると市にかけて、この後、トータルで何回ぐらいやる予定ですかね。

○千種水産農林課主幹兼係長　　今月が1回ありまして、年度が変わって1月に2回あって、それで終わるか、もしくは、2月の最初の上旬にあるかという合計三、四回と見込んでおります。

○野田委員　　同じく、主伐事業のほうなんですけれども、今、係長のほうから説明ありました10月、11月の出材とヒノキ単価、五、六千円、単価のほうも上がっている状態で良好なことだと思うんですけれども、収入金額とか、これまででしたら、バイオチップが幾らでとか、そういう損益の部分もきちっと報告のほうをさせていただいているんですけれども、今回、ちょっと、今のところ簡略化された状態ですが、何かどのような事情かなということで、お願いします。

以上です。ちょっと一つ。

○内山水産農林課長　　途中経過でございますので、バイオのほう、まだ収入のほうはまだはっきりわかっていないという状況と、3月にまとめて全部収支のほう、報告、毎年させていただいておりますので、また来年の3月議会において報告させていただきます。

○野田委員　　10月、11月で出材、もうだって出していますのでね、ある程度の市場で幾らになっているかという部分は、もう過去の話ですので出すことは可能じゃないかと思えますけど、いかがですか。

○南委員長　　課長、どうですか。

○内山水産農林課長　　まとめて最終的な結果で報告させてください。

○野田委員　　まとめてということですのでね、それはそれでいいんですけれども、やはり、こういうのは、そのとき、そのときの状況がやっぱり把握するって、過去

になってしまっは意味がないんですよ。ですから、もうわかっておる範囲でしたら、きちっと、やっぱりオープンにさせていただくほうが、よりこういう委員会では十分議論の対象になってくるのかなというふうに思いましたので、そこら辺は、どうかという気はしますが。

○南委員長 課長、まとめて年度で報告するという事なんですけれども、実を言いますと、第1回の記念市の際に、初めて早田からの市有林の搬出がされて、副議長と副委員長とね、ともども、初めてのこの市ですので、1回見に行こうかということで見に行ってきました。そのとき、平均価格がね、1万7,000円って書いております、今回資料によりますと。予算的にはね、当初予算組むときは、立米1万5,000円で組んでいるそうでございますので、予定の予算よりか若干高く売れておるとい状況でございますが、恐らく、末には最終的には、とんとんか赤字が出るんじゃないかなという心配があります。そういった方向で、もう市有林経営は、大変赤字続きでございます。

○野田委員 市長のほうも、この市有林の主伐事業については、財政的にも見直しということは僕はやらないほうがいいのかなどは思っていますけど、というのは、林齢制というか、やっぱり補正林のように時期で出していくということが必要なのかなというふうに思っていて、それは、また考える余地があるのかなと思っています。

ただ、財政的な部分で、やはり持ち出しが多くなるということは、それだけ一般財源が持ち出しになってしまうということは、やっぱり財政運営上いかなものかというふうに思いますけれども、その点、市長、どのようにお考えですか。

○加藤市長 この市有林の主伐事業につきましては、私が一応レクチャーを受けて認識しているところによると、正直申しまして、この市有林をもっともって尾鷲市としては育てなきゃならないという方針の中で、百年の計というのを一応説明を受けたと。100年後には、要するに、昭和47年から主伐事業というか森林の整備というものをやっていきながら、百年の計と言ったら昭和47年ですから、あと50年後ぐらいなんですよ。その中で、一貫してやっぱりそれを育てなきゃならないと。

一方で、やっぱり林業、この原木の林業の事業の推進のためには、まず競りに出すときには供給量というのがないと競りはにぎわいがないと、そんな話を受けながら、実際問題、さっき委員長もおっしゃっていましたように、この事業というのは、要は、収入と費用の差が、要するに費用のほうが大きくて、そういう状況になって

いるということなんですよね。そういった中で、しかし、やっぱり、これは、林業発展のために一つの宣伝費と考えるのか、要するに養育費と考えるのかということについて、過去ずっとやってきたわけなんです。

ことは、多少なりともヒノキの平均単価が上がったので、さっき言った、どれぐらいになるのかなど、あと3回から4回ぐらいやった場合について。

ただ、来年度どうするのかということについては、やっぱり全体を見ていかなきゃならないと。要するに、赤字が続くのか、あるいは、この事業を多少なりとも縮小していくのか。これは今も議論をやっていますし、これからも議論やっていかなきゃならないと。

ただ、はっきり言えますことは、やはり、これを要するにやめるということは、私としては、その考え方はないと。縮小する、財源のある間は多少なりとも縮小するのか、あるいは現状維持なのか、ちょっとその辺のところは、今、結論を出しかねていると。今後の予算の状況を見ながら判断したいと思っております。

○野田委員 尾鷲の林業の経済活動、総生産というのは、27年度の数字で4億5,600万なんです。ということは、経済効果として、もう熊野市の2分の1のいろんな林業の生産高なんですけれども、やはりもっと考える必要もあるのかなどということが僕が言いたいところなんですので、これについて、今、結論とかどういうふうにしたいということはないんですけれども、やっぱりそこら辺の掘り起こしをきちっと見定めてやるべきじゃないのかというふうに思っていますので、市長の考え、お願いします。

○加藤市長 他市町の状況がどうなっているかということについて、それに対して比較した場合に、尾鷲の林業はちょっと劣っているんじゃないか、その辺のところは認識しております。

だから、しかし、ただ、もう林業として、やはり、今後原木にしても何にしても、まず第一の、第一次になる原木ということについても、やはり現状あるんですから、それをやっぱりどうやって事業の面から行ったら、高い値段でたくさん売っていくかということが大きな目標でありますので、その辺のところを踏まえて、じっくりちょっと考えていきたいと思っております。

○野田委員 今、市長がおっしゃったように、どうやってというところを最後の出口戦略というか、出口をどうやってというところまで来ると思っていますので、またひとつ今後ともいろいろ考えていただきたいと思っておりますので。

以上です。

○三鬼（和）委員　森林組合をちょっと勉強してきた中で、現在でも、中部電力さんがバイオ発電をという提案、みずから提案してくれておるわけですけど、現在でも、バイオとして売っていると思うんですね。それで、一つは、今の森林からの原木として製品化になる、その切り方と、バイオに使う部分というんですか、これというのは、比率がもっといいように考えられるのではないかという提案もあったんですけど、どうなんですか、それは。

○内山水産農林課長　今、現在、バイオのほうの小端部ということで、枝葉、それと元がえしの部分を行っております。

それと、市場のほうにはA材というふうな、柱材とかいうA材、それからB材、C材というふうな、あと合板とか集成材のほうへというふうな分け方になっておるんですけども、それで、今、これまでの実績としまして、大体1割程度ぐらいがバイオマスのほうへ行っているというふうになっておりますので、今の出し方が、今、主伐事業につきましてはベストな出し方じゃないかと私らは考えておりますけれども。

○三鬼（和）委員　間伐材であるとか倒木については、楠委員からも一般質問があったように、森林の税のほうで、一応そういったのも活用しながらバイオの燃料としてという考え方もあるんですけど、もう少しやっぱり木材として製品にするときに、元がえしのほうももっと下げてやるとか、いろいろなことを含めて、製品にする部分とバイオに残る部分というんですか、これがどれが一番木材としても値段が保てて、バイオの部分もプラスアルファの費用になるという考え方で、もう一遍吟味してもいいじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○内山水産農林課長　ありがとうございます。

今、尾鷲木材市場の方々の職員の方ともいろいろ話を聞きながら、造材の仕方、何メートル物、3メートル物がいいのか、4メートル物がええんかとか、それから、この木やったら5メートル、6メートルとれるとかと、いろいろ木によっても違ってきます。

ただ、まずそこをベースとして造材をさせていただいております。その中で残った部分を枝葉、元がえしというふうな形でバイオのほうに出しますので、また委員さんの言われる、また、いろいろと市場のほうの職員の方とも、森林組合の方とも、ちょっといろいろ話を聞きながら、最もよい効率的な方法もまた考えていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　ぜひ、木材市場のほうの商品という、その要望には応えて、

出しておる。でも、現実には、赤字は赤字というか、出るときは出るということもあるので、市としては、やっぱり、これ、市民の財産ですから、全体出すときに、市場も低下しないということ的前提に置きながら、最大公約数というのかな、一番よいところの品物を材によってつくっていくということ、ちょっとぐらい手間がかかっても、そのほうが全体の赤字部分をいやせたりとか、ひょっとしたらプラスに転換ということも考えられるのではないかなと思いますので、ワンパターンというか単純なあれじゃなしに、一本一本どうしていくかということを考えるぐらいで取り組んでほしいなと思うので、これはもう市民全体の財産を処分しておるわけですので、お願いしたいなと思います。

○内山水産農林課長 ありがとうございます。また、いろいろと勉強させていただきます。

○村田委員 お二方がお話しをされたことと関連をして質問というかちょっとお聞きしたいと思うんですが、まず、この報告というか、これにはヒノキの立米当たりの単価が書いてありますけれども、スギの立米当たりの単価は幾らですか。

○千種水産農林課主幹兼係長 こちら、6ページにつきましては、出材料につきましては、スギとヒノキの込みの出材料になっています。

○南委員長 いやいや、単独でわからないの、ヒノキとスギの単価。

○内山水産農林課長 スギにつきましては、平均1万2,000円でございます。

○村田委員 そこでね、ちょっと、私もちょくちょく製材関係とか、それから組合の方々と話をするんですよ。最近では、もちろん価値はもう言わずもがなで御存じだと思うんですけども、スギはね、結構買い手が多いんですよ。それは市場としてじゃなくて、製材に持ってきて製品にするのに、スギのほうが、今、ヒノキよりは。ヒノキの立派な大きなものだよね、それはそれであるんでしょうけれども、スギが非常にはけているというような今の流れを聞くんですけども。そういうところでね、三鬼さんの話にもありましたけど、売却する際、これはどうだ、あれはどうなんて、そんなことはできんでしょうけれども、できれば、そういう情報も交換をしながら、できれば、そのときにはスギを少しでも多く出すとか。

しにくいと思いますよ。区割りですらありますからね。しにくいとは思いますが、一つの例えとして、そういうような配慮もしてね、やっぱり製材業者、木材業者に一つ力を与えてやっていただきたいなということ、また痛切に思いましたのでね、その辺もやっぱり加味をしながら進めていただきたいなと思います。どうでしょう。

○内山水産農林課長　　昨年までのクチスボの団地におきましては、ほとんど、ほんまに9割9分という、100%近くヒノキでした。今回、早田地区の早田団地におきましては、見ていただいたごらんのように、今回出したのが、ヒノキが2,766本出して、スギが569本というふうに、今回スギのほうも多い団地でございます。そういうこともあって、今、委員さんが言われたように、ほんまにスギの需要、それから、価格のほうも上昇してきておりますので、スギも、この569本なんですけれども、よりよく出せられるような配慮はしていきたいと思えます。

○村田委員　　スギは、そうやってしていただければいいけれども、ヒノキですね、尾鷲ヒノキと言って、もう本当にこれはブランド化したかなと思ったら、なかなかそうじゃないんですね。ヒノキと言っても、いろんなどころの、木曾ヒノキとかいろいろありますから、そういうことで、今、尾鷲のヒノキも押されているんだというふうなことを聞きました。ですから、ヒノキも、半端なヒノキだったらね、それはそれこそ商売にならないような感じなんだということをね、そういうことを現場の声ですね、それもやっぱり直に聞きましたので、もちろん、課長はその辺も御存じの上で行動されておるとは思いますが、やっぱり地元の組合の、組合単位で、組合長単位じゃなくって、その製材業者ですね、もう今は何十とあった製材が、もう今は尾鷲、三つしかないんですよ。その三つも、生き残るか残れないかということで、そのはざままで必死になってやっておるんですね。そんな中で、今のヒノキの話とかスギの話が出てきたんですよね。ですから、お忙しいところを大変恐縮なんですけれども、できればそういう声も一遍聞いてあげていただいて、どうしたら尾鷲のヒノキがもっと流通できるのか、高値で売れるのかというようなことも一緒になって一つ考えていただく。組合単位で考えてもらうのは結構なんですけれども、実際、一単位でやっている製材業者というのは大変な思いをしていますから、その辺の事情をやっぱり申しわけないけれども、再度御認識をいただくか、お話しをしていただくということを努めていただきますように、よろしく願いいたします。

○内山水産農林課長　　やはり、市長のほうからもよく言われますように、現場へ出向きなさいというふうなことをよく言われますので、製材業者さんのほうにも私も出向きまして、いろんな情報収集に努めて、この事業が反映できますような展開のほうもまた考えていきたいと思えます。

○楠委員　　森林認証、まだ年数が浅いんですけど、今後この計画だけじゃなくて、さらに事業評価、尾鷲材として、あるいは、また紀北と今度グループを組んでいこうという計画もあるみたいですけど、せっかくですから、しっかりと、もう3年目

になったら、ビーバイシーをやって、認証と実際の売り上げとか、そういうところの検証を進めてほしいなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○内山水産農林課長　　そうですね、今回、紀北町のほうとグループ認証化ということで動き出していきたいと思っております。

そういう中で、委員さん言われるように、確かに、どのような効果が出てくるのかというふうな検証も今後必要になってくると思いますので、ここは本当に尾鷲林政推進協議会のほうで、紀北町と含めて、県のほうにもいろいろ指導を仰ぎながら、また考えさせていただきたいと思っております。

○奥田委員　　1個だけ。

さっきね、三鬼和昭委員、非常に重要なことを言われたんですよね。課長わかっていると思えますけど、森林組合のほうは、今、1万5,000トンぐらいの年間、間伐材を集めておるといふことやけれども、木質バイオマスをやる上でも、2万5,000トンから3万トンぐらい要るといふことで。

ただ、今、間伐材の需要ってふえておるもんで集めるのが大変やという話があって、幹をね、枝だけじゃなくて、間伐材って枝ですよ、基本的には。じゃなくて、幹の部分の上のほうでしょう。上のほう、細い部分。そこを市場に出すよりは、間伐材で出したほうが高く売れるという話だったかな。森林組合のほうで、そういう話をしているんですよ。だから、その辺のところをきちっと考えてねということ、非常に重要なことを言われたと思うんですよね、僕ね、聞いておって。そこを肝に銘じて。だって、赤字幅、減らさないかんでしょう。できたら黒字にしたいですよ。だから、そこのところしっかり考えてくださいよ。ただ、主伐やったらええというもんじゃなくて。市場へ出す分じゃなくても、間伐材で使えるのをしたほうが、単価高いらしいですよ。高いらしいもんで。そこをよく本当に考えてやってくださいね。

○内山水産農林課長　　言われるとおり、単価の高いほうの売買へ行けるような方向のほう、考えていきます。

○南委員長　　ちょっと僕も、ちょっと参考までに。

例えば、三番玉の話だと思うんですよね、恐らく。二番のままでは製品価値は。大体バイオで出すのと、市場の仕入れではじいていませんか、開き。もし、はじいていたら。はじくべきやと思うし、もしはじいていなかったらね。今後、一つのもう課題として、できたら高いほうのほうへ。

○内山水産農林課長　　今現在も、単価、言われた三番玉が立米幾らで取り引きし

ておるのか、それで、バイオで持っていったら幾らになるのかというふうなのを見合った中で、高いほうのほうで売買のほうをしておりますので。

○南委員長　　ぜひともお願いいたしたいと思います。

これで、水産農林の審査を終わりたいんやけど。

(発言する者あり)

○南委員長　　その他のほうで1点だけあるそうでございますの。課長、その他のほう、ちょっと1点。その他のその他。

○三鬼(和)委員　　水産が何も出ていなかったの、きのう、ちょっと急いでおったものでよう聞かなんだですけど、この地方創生の中でマハタの取り組み、ブランド化というんだけど、現状として、もう300円ぐらい安いらしいですね。ここでは、この取り組んだのに、引き続きというふうに書いてあるんですけど、別途何か手だて、ないんですか。低迷しておる。

もうテレビなんかでも、尾鷲市なんかのマハタは、もう特産地みたいな紹介いっぱいしてもうておるじゃないですか。その割に、ちょっとこの地方創生の中で引き続きやってほしいのとは裏腹に、ちょっと値段が、今、安いみたいなもので、どうなんですか、その現状は。

○内山水産農林課長　　済みません、マハタPRにつきましては、地方創生の会議の中で、もっとPRするべきやないんかというふうな意見が出た中でね、やはり私らとしても、ことしも魚まつりとか尾鷲ヒノキふれあいフェスタのほうにマハタを提供させていただいて、マハタのおいしさ、よさというのを味わっていただきました。これは、市民の方、それから、市、県外の方も、魚まつりでは約5,000人の方、見えたし、それで、ふれあいフェスタのほうも1,500人の方が見えたということで、結構市内外の方も見えていまして試食もされていまして、マハタのよさというのを、いろいろ私もちょっと耳に入ってきましたので、そこら辺についてPRのほうはできたんじゃないかなと。これから、魚食普及につながっていければ、価格のほうも上昇につながっていけるんじゃないかなと期待しております。

○三鬼(和)委員　　値段が、今、低いというのは、浜値、出荷値やと思うんやけど、つい最近、私のところへも市外とか県外からマハタ3匹とか10キロぐらいという話があって、自分と、それ確保してできないので、実は、小川委員なんかと話して、早田の地域おこしの方がつくった販売のがあって、あれ、早田ブランドの分を中心にやったんですけど、その辺は、代表者と話して、漁がない時期とか早田ばっかで出せない、1年間続いたらないので、尾鷲のものだったら出せるようにちょ

っと話した上で、そういったマハタでも、小売りというのかな、もっと普及していく意味でね、小売りだったら、単価ももう少し高く売れるというのもあるので、そういったのもやるべきやと言って、今、検討はしてもらっておるんですけど、マハタも結構どこで食べられますかって問い合わせがあったりとかする中で、市場ではそこそこの値段はしておるんですけど、いかんせん、今、生産のほうが出荷するときには、ちょっと300円ぐらい、現状は、今、下がっておるみたいなので、全体通して、やっぱりテコ入れというか協力というのかな、補助金云々じゃなしに、何とかそれが普及する、だから、値段が上がるようなことを一緒になって考えてやってほしいなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 浜値のほうは、需要と供給の関係で、供給体制が結構種苗がふえてきて生産量がふえておるものですから、若干浜値下がっているというのは、ちょっと聞いています。

そういった中で、小売りについてもどういう対応をしていくのかというところで、県漁連のほうでは、ネット販売、マハタ鍋セットとか、そういう格好で小売りにも対応するようなネット販売をしていたりとか、市のホームページでも、マハタ取り扱い店のPRということで、その辺の小売りの体制も需要に迫いついていけるような形でPRのほうを進めさせていただきたいと思います。

○三鬼（和）委員 あの……。

○南委員長 進行の協力、お願いいたします。

○三鬼（和）委員 最後にします。

早田の、きより、あったですけど、ですもので、もし、やるとか云々だったら、やっぱり行政も手伝っていただいて、その素材というのかな、マハタを、きよりまでの流通とか、そういったものもしやすいような環境も協力してやっていただいて、生産者ととともに、その辺も上手につながるように。きより自体も上手な運営ができていくというのか、広くできていくということによってマハタが普及につながるという形というんですか、そういったところにもやっぱり目を向けてやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 また、早田のほうにも行って、いろいろ御相談させていただきたいと思います。

○村田委員 課長さん、この間、先般ね、課長さんにもお話しをさせていただいたんですけども、古江の漁港ですね、古江。古江で養殖業者が養殖をしたいんだがという話があって、私が課長さんにお話しをしたんですけども、何か補助金の

網がかかっている、なかなかそれを生かすことができないんだということで、曾根の今の埋め立て地ですか、あそこのところを代替えにというお話があったんですけども、それはそれで結構なんですけど、深層水を使って養殖をしたいという業者がやっぱりあるものですから、法の網を取り払うという作業に、もうかかっていたいただいておりますか。

○内山水産農林課長　この件につきまして、市長のほうにも話させていただきました。市長のほうにも、そういうことなら早急にもう手続のほうを進めなさいというふうに指示を受けておりますので、今現在、それに向かって作業のほう、進めさせていただきます。

○村田委員　それ、大体めどとしては、どのぐらいで外れるんですか。

○内山水産農林課長　まず、補助用地から単独用地。補助用地というのは、その土地をつくるために国の補助金を投入してできた公有水面の土地なんですけれども、それについて、まず、補助金を外すのに、手段としては、補助金を返還するのか、もしくは、単独用地、補助金が入っていない尾鷲市所有の土地と等価交換をするのかというふうなことの手段、2通りございます。それで、今回、私らとしては、尾鷲市が所有の単独の土地と等価交換をするという手続のほうを考えております。

それで、今、現在、市長のほうに指示を受けつつ進めておるという状況でございます。

○村田委員　それは、等価交換はいいんですけど、どのぐらいでできます。

○内山水産農林課長　済みません、補助用地から単独用地の交換に約半年、それと、あと、また、漁港の用地利用計画というものの変更も生じてきますので、それで半年で、約1年ほどかかってくると思います。

○村田委員　それ、もうちょっと短くならんのか。

○内山水産農林課長　極力努力はしたいと思っております。

ただ、県と、あと、水産庁とのいろんな協議のやりとりのキャッチボールが何回も繰り返されるとお思いますので、それぐらいはちょっと見ていただきたいと思っております。

○村田委員　それはそれで、課長さんですから一生懸命やってくれると思いますけれども、そもそも、これは課が違いますけれども、深層水をどうのこうのと言っているときにね、そういう深層水を利用して養殖をしようなんていうそういう業者があらわれた、どうするのかということもね、やっぱり港湾関係の者とも相談をして考えておいてもらわんと、そこだけ、古江だけじゃなくて、ほかの用地も、やっ

ぱりそういう形で考えておいてもらわんと、深層水の販売経路をどうするんだ、どうなんだと言っても、肝心の大元が受け入れ状態ができていないということでは、これは何にもなりませんから、その辺のところ、ひとつよろしくお願いいたします。

○南委員長 議長から発言を求められておりますので。

○三鬼（孝）議長 えらい、済みません。

水産漁業の町、尾鷲だから、お聞きしますけれども、水産業の改革法が参議院の農林水産委員会で6日の日にかな、成立したんですね。それで、狙いとしては、民間漁業、食品会社とか水産会社の漁業への新規参入を促す狙いとか、漁業の活性化につなげるためにそういう改正をされたと思うんですけれども。70年ぶりだそうですね、漁業のこの改正は。そうした中で尾鷲の漁業にどのような影響を及ぼすのかなというような思いがありますので、恐らく、国会通ると思いますね。それで、2年以内に施行するというような報道もありますけれども、外湾漁業なんか、そういう動向は、いろいろと水産課、話をされておりますか。

○内山水産農林課長 この漁業法の一部改正につきましては、一度県のほうから説明会がございまして、うちの職員のほうも参加させていただいております。

それで、ちょっと今、現状のほうを報告させていただきますと、これは、県のほうでは、従来から漁業権の切りかえの際には、漁場を最大限に有効活用するよう、漁協等を市で指導しているところでございます。

これまで、養殖業などにおいて企業が参入を希望する場合には、地元漁協と十分に調整を図られ、漁業調整など支障がないと判断した上で、事前に免許の内容等を定めた漁場計画を作成し、免許をできております。

それで、今回、漁業法の一部改正につきまして、海面利用につきまして見直し制度ということが一つございます。国が示しておりました漁業法の改正では、イセエビ、アワビなどをとる漁業を営む共同漁業権、貝や魚、海藻を養殖する区画漁業権、定置網を営む定置漁業権、三つの漁業権制度を維持されることとなっております。

共同漁業につきましては、従来どおり、漁協、漁連のみが免許されることとなっております。

区画漁業権、定置網漁業権につきましては、これまで法律で免許の優先順位が定められておりました。今後につきましては、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許をするよう改正が行われる予定だと聞いております。

ただし、地元漁業と調整した上で漁場計画を策定し免許するという方法については大きく変更はなく、漁協など既存の漁業権が適切かつ有効に漁場を活用する場合

には、引き続き免許することとなっております。そういうふうに県のほうから聞かせていただいております。

○三鬼（孝）議長 わかりました。

それで、基本的には漁業権を地元の漁協とか漁業者に優先的に割り振りしておったんが、法規定で廃止されるという、この一番、これ、ネックになって、尾鷲は零細業者も多いですからね。特に、根付漁業の中でイセエビの刺し網ですか、そういう漁業に今回の改正が及んでくるのかどうか、その辺のところは、まだ把握していないの。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 根付を含めた共同漁業権に関しては、今までどおり漁協、漁連に免許が交付されるというふうな形で、そのところについては制度は維持されるというふうに聞いております。

○三鬼（孝）議長 わかりました。

○南委員長 奥田委員、簡単をお願いします。

○奥田委員 ちょっと話、外れるかもしれませんが、ちょっと担当課長にお聞きしたいんですけど、課長、今、水産業、非常に大事だという話が出ておるんで。その点から、ごみ焼却施設、365日、24時間、あそこへ東紀州のごみを燃やすんですけど。

○南委員長 ちょっと……。

○奥田委員 それ、風評被害が出るというて、もう尾鷲の水産業、壊滅するんじゃないかと言われておるんですけど、担当課としてはどう思われてますか、課長。

○南委員長 答弁できます。

○内山水産農林課長 済みません、答弁、差し控えさせていただきます。

（発言する者あり）

○南委員長 最後でお願いします、もう。

○三鬼（和）委員 この真珠の養殖については、どこへ当てはまる。これは、また、この三つのあれとは別なんですか。何か難しいやろう、真珠については。どう変わるんですか。

○藤吉副市長 真珠の養殖については、そもそもが経営者免許で、漁協とかに免許されていませんで、今回の法改正で全く変わりませんで。

○南委員長 これで水産農林の審査を終わります。10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時07分）

(再開 午後 3時17分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

商工観光課、付託議案の補正予算の説明から求めます。

○北村商工観光課長 商工観光課です、よろしくお願いいたします。

それでは、進行表に沿って説明させていただきます。

議案第74号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、商工観光課に係る分を御説明させていただきます。

第2表債務不履行補正(追加)でございます。

補正予算説明書の6ページ、7ページをごらんください。通知いたします。

四つの事項をまとめて御説明させていただきます。

6ページ、最下段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設、名称はアクアステーションであります。その分水施設浄化槽保守点検・清掃業務委託について、期間を2019年度(平成31年度)から2020年度まで、限度額を42万円、7ページ、最上段に移っていただきまして、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設電気保安管理業務委託について、期間を2019年度(平成31年度)から2020年度まで、限度額を49万2,000円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設警備業務委託について、期間を2019年度(平成31年度)から2020年度まで、限度額を52万6,000円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守点検業務委託について、期間を平成31年度、限度額を467万9,000円とするものでございます。これら4事項につきましては、古江のアクアステーションの管理につきまして、平成31年4月から現在の指定管理を一部業務委託に切りかえることといたしたいことからであります。

続きまして、次の段の公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光課で管理する観光トイレのうち、尾鷲駅前公衆便所など4カ所の清掃業務委託について、期間を平成31年度、限度額を114万4,000円とするものでございます。

それでは、アクアステーションにつきましては、資料を用意させていただいておりますので、担当係長から詳細を御説明させていただきます。通知いたします。

○苫谷商工観光課係長 資料1をごらんください。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設アクアステーションに係る債務負担行為について御説明いたします。

アクアステーションは、現在、指定管理者による指定管理を実施しております。指定管理料については、維持管理経費のみであり、利用料金制もとっていないこと

から、民間活力の導入による市民サービスの向上及び経費節減などの指定管理者制度導入の目的にかなっていない部分もございます。

8月に開催した行政常任委員会において指定管理制度の見直しについて報告され、アクアステーションにつきましては、業務委託に変更することにより、人件費の削減、市職員常駐による利用者の意見把握、情報発信の強化などのメリットがあり、経費見直しによるさらなる削減を図ることができるとの考えから、次年度から指定管理者制度を改め、市の管理とし、一部業務委託とする準備を進めているところでございます。

債務負担の内容につきましては、先ほど課長より御説明いたしましたとおりでございます。

参考に、平成29年度指定管理決算における各業務の決算額を記載いたしております。

機器保守点検業務につきましては、平成29年度決算額716万400円でありましたが、点検内容の見直しにより削減しております。

アクアステーションでは、当初から8月と3月の年2回の保守点検を実施しております。これは、予防保全の観点から、設備機器の故障発生による取水、分水の停止を極力回避する目的で実施してまいりました。

一方、事後保全という事故が発生してから対応するという考え方もあり、財政状況も勘案した上で、アクアステーション職員にも御相談いただきながら、以下のことを考慮し保守点検の見直しを行いました。

- 1、設備機器について、予防保全を減らし、事後保全をふやす。
- 2、事後保全の対象機器は、故障が発生しても大きな影響が発生しないものとする。
- 3、保守点検業者にアドバイスを受けるとともに相談の上、点検の見直しを行う。

以上、考慮して見直しをした結果、機器保守点検につきましては、指定管理における平成29年度決算と比較して約248万円の削減となっております。

説明につきましては以上でございます。

○北村商工観光課長 ただいま担当係長から御説明させていただきましたが、8月の本委員会におきましても方向性を示させていただきました。

平成31年度からは、これまでの指定管理による管理を一部業務委託に切りかえる準備を行っております。

全体的な費用につきましては、新年度における費用の新年度予算計上を御説明さ

せていただく予定の3月に御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上が商工観光課からの補正予算の説明でございます。御承認賜りますよう、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○南委員長 説明は以上です。

○三鬼（和）委員 済みません、後のほうの説明の中で、予防保全については減らしていくということなんですけど、予防保全、それから、発生してからというか、保守点検ということもあろうかと思うんですけど、大きな事故もありましたけど、全体的に予防保全というのが成果を出して、機器の長寿命化であるとか、海水相手ですので、そういったことも一方ではあろうかと思うんですけど、予防保全を減らすところのデメリットというので、数字面じゃなくて、実際機器のデメリットは、どういう、想定はしているんですか、していないんですか、どうなんですか。

○苫谷商工観光課係長 現状の点検は年に2回、それを、もう予防保全をもう全てなくすというのではなくて、回数を2回を1回に減らすというものと、あとは、もう事後保全に取りかえて、機器類、故障しても、もう前後のものでわかるもの、取水に直接影響しないものというところの点検を減らすというところで見直した結果が、こちらになります。なので、減らしたから、極力最小限の現状影響は出ないだろうというところで今回見直しはさせていただきました。

○三鬼（和）委員 あと2点ほど。

1点は、これまで長らくあそこで責任者というのか、市からも、それから、商工会議所になっても、責任者してくれておった方であるとか、現在商工会議所の下で働かれていた方も引き続いてというか、自主点検的な意味合いで日々の点検的なものができておったと思うんですけど、今後直営でするようになったときに、職員はどうするのかというのが1点と、それから、あそこでサポーターの皆さんともども、地域の皆さんとイベントをやったりとか、海洋深層水の普及を兼ねた行事なんかやってきたんですけど、これが直営になった場合、商工観光が直接その方たちとやられるのかって、そういったところの費用とかそういうのの扱いについては、どう振り分けるんですかね。

○北村商工観光課長 まず、職員についてでございます。

現在、総務課とも調整を行っておるところではございますが、私ども今考えておるのは、現在でも商工観光課に海洋深層水担当、係の者が係長含めて4人おります。その中から1人だけでも現場へ出向かってデスクワークを行いたいと思っております。

す。

また、ほかの職員につきましては、臨時採用というような形で補えないかというふうなことで、今、考えておるところでございます。

また、二つ目のイベントにつきましては、私ども、イベントなどを行ってきたところは、私ども商工観光課のほうで担当して行いたいと考えておるところでございます。

○三鬼（和）委員 指定管理をする中では、正職員を、かつて正職員を配置しておったときに、そういった意味で、そのコスト下げるということで、指定管理の中で正職員がつかなくなったということもあるんですけど、正職員については、機器の維持とかじゃなしに、海洋深層水の普及であるとか売り上げというのかな、そういったことも担当さすんですか。あそこのアクアステーションの取水とかメンテとかの、その職員としての配置なんですか、その辺はどうなんですか。

○北村商工観光課長 今、相談させてもらっている中身としましては、その臨時職員に当たる方には、アクアステーションの施設の管理などを行っていただきたいと。

正職員につきましては、今現在も深層水の営業活動などもやっております。あわせて、引き続いて行えるような考えでおります。

○仲委員 最後のところのちょっと、1番の施設機器について、予防保全を減らし事後保全をふやすというのは、事後保全の部分なんですけど、例えば、モーターとかそんなのは入っていないと思う。例えば、大きなもので、どんなものが入っておるのかということと、今までの保守点検業務に係った業者とのこの外したときのいろいろな相談、協議というのは、あったかどうか。それによって、外したことによって、残りの部分を保守点検業務としての的確にやれることができるかというのを、やっぱりちょっと確認したいんですけど。

○苫谷商工観光課係長 済みません、まず、事後保全の部分になるんですけども、実際それほど大きなモーターポンプ系というのは、取水ポンプとかは、もう心臓部になるので年に2回の点検というのは、もう維持しました。本当に小さなところ、機器類、点検内容を聞いても、それほど大きくないものの積み重ねになるんですけども、その金額で減ったのが一つと、あと、金額が大きいものの年2回の点検を1回にすることによって金額が削減されるというのが大きいので、事後保全に関しましては、本当に影響が極力少ないものというところを保守点検業者にも相談をして決めました。

保守点検業者に関しましては、点検内容を一覧で出させていただいて、一つずつちよっと聞き取りとかをさせていただいて、回数を減らしても問題のないものとかそういうものを一緒に考えて、この削減に協力いただきました。なので、取水、分水には影響がないように現状の項目を決めております。

○仲委員 省いたものの仕様書で来年度入札が可能なものになるということでしょうかいいんですね。

○苫谷商工観光課係長 そう考えております。

○野田委員 済みません、数字だけちょっと確認させてもらいたいんですけども、機器の保守点検業務については、平成29年の決算において716万400円であったものが、先ほど248万ぐらい見直しによって削減するというようなことを言われたと思うんですけども、それは、その分は、どの部分なんですかね、これ。ちょっと、ごめん。再度になるんで。

○苫谷商工観光課係長 今回債務負担上げさせていただいた金額が467万9,000円で、29年度の決算額が716万400円、差額が約248万ほど。

○野田委員 そういう意味か。

○苫谷商工観光課係長 はい。

○野田委員 ということは、2番の電気保安管理業務とかそういう部分は、大体前年ベースで上げられているということかいな、債務負担限度額というのは。

○苫谷商工観光課係長 ほぼ前年ベースではあるんですが、消費税の増加分というところを見込んでいますので、若干前年よりかは増加しております。

○野田委員 ほかの分は、消費税の分はあるけれども、前年ベースという感じでよろしいということですね、ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、その他の報告のほうをお願いいたします。

○北村商工観光課長 続きまして、報告事項に移らせていただきます。

資料3ページをごらんください。通知いたします。

○南委員長 お願いします。

○北村商工観光課長 資料番号2の尾鷲市地域資源活用総合交流施設、名称夢古道おわせにおける平成31年度からの指定管理選定状況について、経過報告を行わせていただきます。

先月、11月2日から募集要項等の配布を行い、同月26日に選定委員会による選考会を行いました。

応募団体は、現在の指定管理者でもある株式会社熊野古道おわせ、1社のみであり、選考によって同社を選定いたしましたので、御報告させていただきます。

なお、募集要項の主な変更点は、主に追加ではございますが、管理施設に調理加工施設を追加、地元食材の活用について、市内各地区との連携、レシピ等のホームページやSNSの紹介を追加などございます。

今後につきましては、仮協定の締結、選定結果の議会の議決による承認、基本協定、年度協定の締結を経て、新年度から指定管理者による管理を行っていただく手順となっております。

また、夢古道の湯の外風呂について御報告させていただきます。

これまで酸性の湯とアルカリ性の湯の2種類で外風呂を楽しんでいただいておりますが、深層水源水を分解する電解水生成装置が老朽化によって5月に故障し、現在は内湯と外湯は同じ深層水の湯を使用して経営している状況であります。この電解水生成装置の交換につきましては約150万円ほどの費用がかかるため、これをきっかけに開館当時の湯をデザインするという考えに基づきまして、これまでの酸性、アルカリ性の湯から、新しいコンセプト、例えばですけれども、深層水のカルマグ水の湯や尾鷲ヒノキの蒸留水の湯などのデザイン風呂に変更できないかなどの協議を指定管理者と行っているところでございます。まだ結論に至っておらず反省すべき点でもございますけれども、早いうちに結論を出したいと思っており、その際には、本委員会にも御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料4ページをごらんください。

資料番号3のクルーズ客船につぼん丸尾鷲港寄港についてでございます。

本市、尾鷲港への初寄港となるにつぼん丸は、商船三井客船株式会社が運行する乗客定員524名の客船でございます。

クルーズ船は、世界的な観点で大変人気のある観光分野のもので、近年日本においてもインバウンドはもとより、国内旅行の誘発という点で、国土交通省を中心に誘致や取り組みを推奨しているものでございます。

今回の尾鷲港初寄港は、商船三井客船株式会社が、まだ寄港していない国内の重立った港を重点的にツアー組みしたもので、今年度、県内では、津市なぎさまち、松阪港、尾鷲港の3カ所の寄港になります。

ツアー名は、にっぽん丸で航く熊野古道プレミアムという商品で、3月7日に横浜港を出港し翌朝に尾鷲港に入港、お昼の1時に尾鷲港を出港し新宮港に向かうというものです。

にっぽん丸は、尾鷲港では沖合に停泊し、お客様は、テンダーボートと言われる80人乗りの通船2隻によるピストン輸送にて大曾根浦へ上陸することとなっております。

お客様には尾鷲港停泊中、オプションツアーの馬越峠ツアーや市内の食べ歩きツアー、熊野古道おわせや熊野古道センターの施設見学ができるツアーなど、現在商船三井客船と観光物産協会、そして市とが協議をしているところでございます。

なお、今回は、初寄港ということであり、寄港に当たっての歓迎セレモニーを開催したいと考えております。例年であれば議会会期中の時期ではありますが、3月8日午前中の予定について改めて議会にも御相談させていただきたいと思っております。

セレモニーの詳細等は、まだにっぽん丸側から示されておりませんが、市内のオプションツアー内容の決定もあわせて、詳細が決まりましたら改めて資料提供させていただきます。

続きまして、最後に、資料はございませんが……。

○南委員長　　ちょっと、もう、この、まず、2点のほうから御意見をお聞きしたいと思えます。

今の夢古道おわせの指定管理の選定とクルーズ船にっぽん丸の尾鷲港初寄港という報告を受けました。

これについて、何か御意見のある方は。

○奥田委員　　これは、資料3ですね、クルーズ客船にっぽん丸、来てもらう、これは非常にありがたいことですね。これを見ると、524人ですか、乗員がね、すごいなと思えますけど。

ただ、そのセレモニーという話がありましたけど、泊まるわけじゃないんですよ、これを見ると、新宮は泊まってくれるんですね。どうなんですか、尾鷲は泊らない。

○芝山商工観光課参事　　にっぽん丸につきましては、資料3の中段にスケジュールが書いてございますが、3月7日夕方5時に横浜港を出港して尾鷲に3月8日、金曜日の朝8時半に到着をいたします。一度おりていただくお客様は、そこで尾鷲にテンダーボートで港に上陸をしていただきまして、その後、船は1時を目途にま

た尾鷲を旅立っていく、出港していくという、新宮に向かっていくというもので、尾鷲市内の滞在時間は、8時半から13時までというものでございます。

○奥田委員　　ということは、8時半で1時ですから、4時間半ですね。来てもらうだけでもありがたいですけどね、尾鷲を知ってもらうという意味でね。ありがたいですけど、できたらね、泊ってほしいですよ。尾鷲節コンクールにしてもね、今、1日やけれども、最初始めたころは泊ってもらうということで2日にしたという経緯があるみたいですけど、そこはあれですけど、できるだけお金が落ちるような何か仕組みづくりというのを考えてほしいですね。

○芝山商工観光課参事　　このにっぽん丸の寄港につきましては、三重県も一緒に、ともに誘致をしております、今回をきっかけに、にっぽん丸側ともこういうコネクションができましたので、いろんな提案を今させていただいているところでございます。もちろん、そういうお金が落ちるような、経済活動につながるような提案をさせていただきたいと思っております。

○野田委員　　ちょっと関連ですけれども、これはどのような形で誘致されたんですか、今回、初めての。

○芝山商工観光課参事　　今回は、にっぽん丸側から、まだ日本国内でまだ寄港していない重立った港を探していたところ、三重県の中では松阪と津と尾鷲がまだ寄港していないということで、にっぽん丸側から選んで、チョイスさせていただいて、それが三重県のクルーズ協議会というものがありますので、そういうところを通して私どもに話をいただいたというところですよ。

○野田委員　　今、4時間半の滞在ということですけども、この時間を有意義にさせていただく何かことは考えているんですか。行政として。

○南委員長　　熊野古道。

○野田委員　　今、言うた。

○南委員長　　熊野古道、歩くで。

○野田委員　　言うたか、ごめん。

○南委員長　　もう一回だけ、ちょっと説明したってください。新たに、また。

○芝山商工観光課参事　　このタイトルが熊野古道プレミアムというところで、熊野古道に行くというのがメインでございますので、まず、馬越峠に行くというのが1点と、また、市内でも食べ歩きをしていただいたりとか、そういうところを、今、提案させていただいております。

○仲委員　　今、芝山参事さんの説明で、あのね、熊野古道を楽しむという文書の

中で5行目ぐらいにな、どうでもいい話なんやけど、にっぽん丸はお客様の下船完了後、新宮港まで移動って書いていますね。皆様のお帰りをお待ちしていますという事は、尾鷲おりてから、にっぽん丸に乗らんと、新宮で待っておると。

(発言する者あり)

○仲委員　　そういうことやり。

○芝山商工観光課参事　　こちらの資料は、にっぽん丸のパンフレット、カタログ、ツアーカタログをコピーし転載しているものでございますけれども、まだ、このパンフレットをにっぽん丸が作成して、今、お客さんを集めている段階では、まだざっくりした案でございまして、今、その詳細をにっぽん丸側と我々が協議をしながら、どういうツアー案ができるかというのを詰めているところです。

幾つかのオプションツアーというものを考えておりますが、一つは、もうバスでそのままいろんところ、東紀州を回りながら新宮まで行くというのにもにっぽん丸側が考えているということで、こういう表現になっております。

○南委員長　　なるほど。

○濱中委員　　これ、関東からのお客さんが多いのかなという気がするんですけども、やはり関東方面、特に東京では、熊野古道というと奈良、和歌山というふうにイメージをされるということをやまだに言われます。

例えば、サミットの時でも、伊勢神宮がクローズアップされましたけれども、伊勢神宮から熊野詣でというような流れは、ちょっとつくれなかったのかなという気がします。

なので、こういった機会をつかまえて、関東方面の方に熊野古道は三重県の峠が人気やということをおわかってもらえるような、県にもぜひ協力をいただく中でね、そういったアピール作戦というのを、来年3月ですか、ぜひ練り上げていただいて、熊野古道の伊勢路というものを関東方面にもっと認知してもらえるような、そういったことも作戦として考えていただきたい。要望しておきます。

○三鬼（和）委員　　資料2のほうなんですけど、引き続き、株式会社熊野古道おわせさんに夢古道を管理していただくわけなんですけど、今回具体的にレシピ等のホームページやSNSでの紹介追加ということがあるんですけど、確か、夢古道がスタートしたときには、ブログであるとかフェイスブックは、まめに情報発信してくれておったんさね。ところが、最近、個人の店長であるとか、個人のほうがおるので、それは十分認めるんですけど、やはり夢古道おわせの公式発信をしなくちゃ、してもらわんとだめだと思うんです。時々、バイキングのほうの担当者が

きょうのものってしておるんですけども、最近では、ランチやっておる方なんかも、毎日の献立を載せたりとかという時代というのか、そういったものでランチを食べにきたりという人が多い時代ですので、まめに、特にSNSできょうのランチというのを載せるのは大した時間も労力も要らないと思うので、そういったものをまめにしていただいたりとか、それと、夢古道全体の中の風呂のことでいいですし、そういった情報発信を積極的にしていただいて、本来観光協会とかお宅の課がすべきことなんですけど、せっかく市がつくった交流施設ですから、尾鷲の情報発信をもう少しやっぱり力を入れていただくように重々お願いしてほしいなと思うし、実践するようにやっぱりチェックもしておいてほしいなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○北村商工観光課長 夢古道おわせとは、情報発信についても現在も協議をしておりまして、新しくリニューアルできるような形でも考えてもらっております。

ただ、新しくなったらよいというわけではございません。やはり中身だと思っておりますので、中身も詳細に、外の方が興味を持ってもらえるような形で情報発信してもらえようような形で協議をしてまいりたいと思っております。

○内山委員 先ほど、お風呂のヒノキの蒸留水という話があったんですけど、実際、僕も使用したことありまして、以前にちょっと、以前の仕事なんですけど、プールでも使っていたことがありまして、非常に臭いがよくて肌にもいいという好評をいただいております、尾鷲ヒノキのPRにもすごくいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○北村商工観光課長 企画風呂、デザイン風呂というような形でいろいろ取り組んでまいりたいと思っております。今の御意見、参考にさせていただきたいと思えます。

○野田委員 資料2の3ページの募集要項の主な変更点のところ、管理状況の把握と評価、監査として、尾鷲指定管理者制度導入施設におけるモニタリング評価に関する基本方針に基づくモニタリングの実施を追加ということになっているんですけども、これについては今回初めて導入される部分ですが、ここは指定期間は3年かな、3年のうちにどこかの時点で抽出してやられるんですか。抽出というか、行くときは予定で、予定というかこっちへ申告して行くのか、それとも、どういう形で対応されるのかということと、これについての、それ、まず教えてください。

○北村商工観光課長 現在もアンケートなど、毎日置いて、とっておるんですけども、そのモニタリング、アンケート、こういった形で、どのような形で来てい

ただいたとかというようなモニタリングにもなっております。まだ期間とかはきちっと決めてはおりませんが、なるべく短期間の中でアンケートなどを集約して集計して形づけて把握したいというふうに考えております。

○野田委員 尾鷲の発信基地として非常に重要なポジションに位置していただいていますので、あくまでも、この施設が、よりレベル高めるということをお願いしたいんですけれども、いろんな内部の財務的な部分も、もう監査されるということでもよろしいんですか。

○北村商工観光課長 済みません、内部監査までは入っていなかったと記憶しております。

○野田委員 最後に。これについての評価委員ということが設定されるようになってくるんですけれども、そこら辺まで、まだ突っ込んだ決定というのはされていないんですか、どうですか。

○古戸商工観光課長補佐兼係長 済みません、今、ここら辺を調整中でして、まだ協議しておる最中でございます。

○奥田委員 今の件なんですけどね、これ、募集要項の変更、管理状況の把握と評価、監査ということで、その内部監査まで考えていないということで、仕組みもこれからということなんですけど、モニタリングの実施と書いてあるということは、お客さんにモニタリングをやってもらうということですか。何か評価してもらうということなんですか。

○北村商工観光課長 お客様に覆面調査というようなこと、現在もやってもらっております。そういう話ではなくて、アンケート、お客様から意見を聴取してもらうというような形のモニタリングでございます。

○奥田委員 それを、まずちゃんと独立公平にやるようにね、仕組みだけはやってほしいと思うんですけど、ただそれ、もうこれ、応募は1社やったんですよ、もう決まったんですよ。具体的にこれから詰めるという話なんですけど、募集の中に、そういう。これって、プロポーザルじゃなかったんですかね。そういうのって、募集要項の中に書いておって、こういうふうにやりますとか、こういう効率的にやりますとか、そういう話というのは、ないものなんですか。

○北村商工観光課長 プロポーザルで行わせていただきました。

プロポーザルの場合は、細かくもう書いてあるところもあったり、提案を受けるということですので、一旦大きな形で募集させていただいて、応募会社のほうから、こういったことをしますというような形で話があって、1社でして、点数をつけま

した。点数が基準を満たしておりましたので、そこから手続を、今、行っておると。プロポーザルの提案について、私どもとして、今現在、細かく詰めておるといような状況になっております。

○奥田委員　最後にしますけどね、応募をしてもらってプロポーザルを受けますよね、いろいろね、提案を受けると。点数つけて決めたと言っていますけど、これ、応募が1社だけだったんじゃないんですか。点数つけて選んだというわけじゃないんでしょう。だから、1社だけでしょう。

それでね、僕が思うのは、この、今回もね、株式会社、熊野古道おわせ、1社だけだったということなんですけど、最低2社ぐらい、2件ぐらいあってほしいなという気はするんですけどね、僕、個人的に。やっぱり、総プロポーザルですから、もっとこういう方法があるよというようなのを出してくれる団体があってもいいかなという気がするんですけど、今回も1社しかなかったということに対して僕は非常に残念なんですけどね、課長としては、どういうふうに捉えています、1社しかなかったという。

○北村商工観光課長　相手があることですもので、1社がどうの2社がということでは、ちょっと、私、控えさせてもらいたいと思いますけれども、ただ、1社だけであっても、応募内容、提案内容がどうであるかということで点数はつけさせていただきます。

○濱中委員　済みません、そのモニタリングに関してなんですけれども、モニタリングの指定管理者のね、最後のモニタリング評価の配点表というのを以前にいただいておりますけれども、これは、モニタリング方針を決めたときの、これは各場所共通のものでしょうけれども、その中で、評価の配点表がそれぞれの施設の種類によって分かれていますけれども、この夢古道に関しては、産業振興施設の配点でよろしいですか。レクリエーション施設なのか、産業振興施設なのかということが、どっちなのかなというのを知りたいなと思ったんですけれども。この配点表を見ますとね、例えば、利用者評価が、レクリエーション施設やと利用者評価20点で、産業振興やと10点なんです。事業収支やと、それが逆になるという配点の仕方なんですけれども、これをもうそのまま当てはめてしまうものなのか、それとも、こういった夢古道のような施設の場合は、それ用の配点表をまた改めて考えるのかということがあると思うので、そのあたりは、どっち側の分類としてモニタリング評価をされるのかなというの。

○北村商工観光課長　夢古道おわせについては、レクリエーション施設の分類で

させていただきたいと、今、考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

○楠委員　　2点だけ。

新年度から、また新しい契約ということなんですけど、二つありまして、まず、前回でしたか、その前やったか、お風呂のガラスが割れているところの修繕、それと、あと、もう一つは、券売機の設置、この点については、どう検討されているのか。

○北村商工観光課長　　前回お話しいただいて、見積もりも取りました。

見積もり、十数万ほどということになっておりますので、予算の関係もございませう。予算の経緯も見ながら、修繕、なるべく早く考えさせてもらいたいと思っております。

もう一つの券売機につきましては、事業者のほうにも話はさせていただいております。

あと、ただ、お客様への案内とかもありますので、券売機が有効なのかどうかというようなことも話し合いを行っておるといようなところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませうか。

○奥田委員　　その他で。

○南委員長　　ちょっとまだ待ってください。

よろしかったら、LDビバレッジのほうの報告を求めたいと思います。

○北村商工観光課長　　では、資料はございませうが、口頭にて御報告させていただきます。

LDビバレッジについてでございます。

これまで、株式会社ライフドリンクカンパニーのグループ会社として株式会社LDビバレッジがございましたが、このたび、今年12月1日をもって合併されまして、株式会社ライフドリンクカンパニーとして発足されましたので、御報告させていただきます。

なお、代表取締役社長につきましては、変わらず皆川氏が就任されております。

以上でございます。

○南委員長　　ただいまのカンパニーのことですね。

○三鬼（和）委員　　カンパニーの変更になったというのは、今よくわかりましたけど、従前、海洋深層水の、きょう、取水施設の説明もあったように、海洋深層水

を使っていたかなだめな施設なんですけど、その後、この問題についてはどうなっておりますか。

○加藤市長　　前々から社長が交代したり組織が変わったり、今回、また事業所が本社に統合されたりというような、ちょっと向こうのほうとしても、会社全体としてばたばたしておりましたんですけれども、まず、その中で、いろいろ連絡をとっていた中で、彼らも、要するに前向きに修繕ということについて考えていると。

ただ、今、現状の中で、LDビバレッジ、要するに、この飲料水ですね、飲料水のやっぱりマーケットを拡大しなきゃならないという。そういう話になったら尾鷲市としても協力しますよという話になりまして、今、そういう、物をつくるには、物を売っていかなきゃならないというようなことで、実を言いますと、今後の13日、ちょうど休会の日なんですけれども、イズミヤというスーパーマーケットがあるんですけれども、あそこは年商で大体今、2,800から3,000億ぐらいのスーパーマーケットなんですけど、そこの社長と会うことができまして、そこでいろいろと海洋深層水の飲料水のいろいろトップセールスをやってこようかなという、そういうことを含めながら、お互いに協力しながら、海洋深層水の要するに加工品を、飲料水を、いろいろとマーケットを広げるがために、そういう行動を、今後、商工観光課長と私としてくるんですけれども、そういうことを踏まえながら、お互いに共存共栄した形の中で我々としてもやっぱり協力しなきゃならないということで、そういう状況に、今現在なっております。

○三鬼（和）委員　　当然、販売に関してはね、深層水そのものが本市の目玉商品ということでありますので、その辺は、市長も、また担当課におかれても、今回、正職員を船のほうに、職員についても全体で上げて、それをすることによって、結果的に、海洋深層水、残念という言葉を書かないようにしたいと思いますので、先ほどの市長が販売店のことも含めて期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○奥田委員　　1点だけ、わかったら教えてほしいんですけど、例えば、僕ら、市民の方からね、深層水も民間委託したらいいんじゃないかという話も議会報告会ではよく出るんですけど、そのときに、補助金をもらっているからそれはできんのかなという話、ようあるじゃないですか。さっきの古江の土地もそうですよね、何かね、補助金が。

この場合、どうなるんですか。これ、もともと、あさみやさんですね、深層水を使うということで、深層水飲料をつくるということで、県からも造成費用、かなり

のお金、あれ、何億か、もろうておるはずなんですよ。そういう、会社名は変わったからといって、例えば、これ、深層水を使わない飲料、これから水だけのね、お茶もあるのかどうかわかりませんが、深層水使わない飲料メーカーということで、その辺の県への補助金返還というのは、ないものなのかな。どうなんです。わかったら、教えてください。

○南委員長 会議は4時を回りますけれども、そのまま続行いたします。

○苫谷商工観光課係長 工業団地造成に係る県の補助金なんですけれども、国の補助金と違まして、補助金返還までの期間というのが設定されています。5年間というふうに聞いています。

その期間はもう過ぎていきますので、補助金返還というところは、発生しないというところの確認は一応っております。

地域資源を使って一定以上の雇用数を満たす企業、進出企業に出される補助金、整備の補助金とかもありますので、そういったものを使っているのは5年間で、うちが土地を造成するのに使っているのは、工業団地をつくるのにいただいた補助なので、深層水を使う事業をするための工業団地ではなくて、工業団地というところなので、どちらにしても、現状、補助金の返還というところは発生しておりません。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、商工観光の……。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員 ちょっとお伝えというか、一般質問でも取り上げたんですけど、消費税のことで、商工会議所が、どうもつばき商品券を発行すべく進めておるみたいなんですけど、市としては連携されるんですか、どうなんです。まだ相談も受けていないのでわからないと思うんですけど。

○南委員長 その点について、市長、どうですか。

○加藤市長 まだ、その話は、一切聞いておりません。

ただ、今、感覚ですけれどもね、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。

何でかという、やっぱり補助金がかかなりの額でしたから、今まで以上に行きますと。その辺のところを踏まえた場合に、今の状況としては、その分で補助金を出すというのは非常に難しいと私自身は考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○三鬼(和)委員 はい。

○南委員長　それでは、商工観光の審査を終わります。

引き続き、建設課の審査を行います。

暫時休憩します。

(休憩　午後　４時０３分)

(再開　午後　４時０８分)

○南委員長　休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に、建設課、付託議案の説明を求めます。

○高柳建設課長　建設課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第７４号、平成３０年度尾鷲市一般会計補正予算（第６号）のうち、債務負担行為補正に関しまして御説明いたします。通知をいたします。

補正予算書、７ページをごらんください。

建設課に係るものは、第２表債務負担行為補正のうち、７ページの上から５行目の港湾公衆便所外清掃業務委託でございます。期間といたしましては、平成３１年度の１カ年で、限度金額は９７万円でございます。

通知をいたします。

行政常任委員会資料、１ページをごらんください。

こちらの地図にお示ししたトイレが、清掃委託いたします３カ所のトイレでございます。

いずれも年度当初から業務を行う必要があり、年度内に契約手続を進めるため、平成３１年度の債務負担行為を計上させていただくものでございます。

場所といたしましては、一つ目の１番、堤防付近にある天満公衆トイレ、２の長浜公衆トイレ、３の尾鷲港屋外公衆トイレの計３カ所でございます。

簡単ではございますが説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございます。

建設課の説明は以上です。

○三鬼（和）委員　確認なんですけど、３の尾鷲港屋外公衆トイレ、便所については、県がつくってくれたものなんですけど、これは、県のやつで市が管理するんです。県から委託ですか、どうなんですか。

○高柳建設課長　委員、御説明のとおり、これは県のほうで設置をしたものでございます。

ただ、県との協定の中で、維持管理はもう市がやるということで建設されたものでございます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

他に報告事項というのは、別段なかったでしたね。この際ですので、その他のほうは、ございませんか。

○奥田委員　　1点だけ。

○南委員長　　ごみにかかわったら、いかんよ。

○奥田委員　　ちょっと建設残土のことでちょっとお聞きしたいんですけど、矢ノ川のほうへ持っていくという話があったじゃないですか。水源地の上ということで、水源保護条例の関係で審議会も開かれて。あれが、もう断念されたということでね、業者が。その後、坂下トンネルを越えて、425号線ね、左側か、林道へ入っていく、坂下隧道というところのトンネルがあるんですけど、昔の林業が使っておった、その下のところの谷へ、今、土捨て場みたいになっておるんですけど、あれは、地元紙なんかを見ると、市を通して県の許可ということなんですけど、どういう流れ。議会には、僕らも新聞を見て初めて知ったものでね、市を通しておるなら、あそこでやろうとしておって、こっちに今度は許可申請してきたということは、場所を変えるということですからね、大事なことですので、その辺のところというのは、議会に報告せんでもええものなのか、どのような手続になっておるんですか。

○高柳建設課長　　委員、御質問の残土の搬入ということについては、建設課が所管する手続といたしましては、先ほどお話ありましたように、県知事への届け出という形になっています。

その届け出自体、根拠法令といいますのは景観法という景観の観点からの届け出になるんですけども、県知事への届け出はありますけれども、各市町で受け付けをするという形になっておりますので、建設課のほうを経由して県のほうへ提出されたという形でございます。

○奥田委員　　これは、何か、紀北町なんかね、あれ、もう最初、千葉へ捨てておったんだけど、千葉が法的にもきつくなってきたので、三重県へ持ってきているということなんだけど、今、持ってきておるのも関西だと思うんですけどね、尾鷲港の見ておると、関西の船が来ておるものでね。関東からも関西からも両方来ておるんですけど、今、残土条例とか土砂条例というのかな、そういうのは三重県ないですよ。三重県、ないですよ。47都道府県を見ると20ぐらいはある

ということなんですけど、そうすると、景観法だけなんですか、これは。何平米とか、そういうのはないんですか。埋め立てがこうとか、そういうのは、県には、今、ないんですか。全然ない。残土の問題の規制というのは、全然ないものなんです。

○高柳建設課長 残土の搬入に対する直接の条例というのは、御指摘のとおりございません。実際に、そういう計画があれば、例えば、今回、私、説明させていただいたような景観法の観点からも、景観の届け出ですとか、その場所によりましては、例えば、砂防指定地内であれば砂防法とか、森林法とか、それぞれ今、個別の法令に基づいて、それぞれ関連する法令で手続が行われて、やられておるといのが実情でございます。

○奥田委員 そうすると、今回でもね、水源地の上だからということでもね、いろいろもめておったじゃないですか。その業者が今度あつちに申請したということで、建設課を通したということなんやけれども、そこで、建設課としては、もう、市としては、もう何も言えないものなんですか。何らかの規制というのはいできないものなんです、今の状況だと。もう、議会にも何も報告なかったということは。

○高柳建設課長 ちょっと議会への御報告がということについては、ちょっと必要に応じて、その辺の情報とか、御報告させていただくべきやったんかもわからんですけれども、その法令に対して、問題がどうかという話に対しましては、あくまで、我々建設課が所管しておる景観法という手続につきましては、きちっと法に基づいて届け出がされておるといのが実情でございます。

特に、ほかの関連する法令については、他の所管で手続というののもとられておるケースもあるかと思っておりますけれども、そういう意味では、手続としては、きちっととられておるといのが実情でございますので、それに対しては、現段階では規制とかというのは、ちょっと景観法では、ちょっとあくまで届け出ということで処理をさせていただいたところです。

○南委員長 奥田委員、よろしいですか。

○奥田委員 了解です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、これをもちまして建設課の審査を終わりたいと思います。ありがとうございました。

あすは、午前10時から、病院、水道を行いたいと思いますので……。

これで終わります。御苦労さんでした、ありがとうございます。

(午後 4時16分 閉会)